



日本レコード文化連盟関西支部外二十一団体へ
復状下賜について
右謹んで裁可を仰ぎます

昭和二十八年二月十四日

内閣総理大臣吉田

茂



令勅第六 四号

案 起

昭和二十八年 二月十二日

閣議昭和二十八年二月十三日
上奏昭和二十八年二月十四日
裁可昭和二十八年二月十四日

施行昭和二十八年二月十六日
昭和二十八年二月十六日

昭和二十八年二月十四日
昭和二十八年二月十四日
昭和二十八年二月十四日

内閣総理大臣

内閣官房長官
法制局長
内閣官房副長官

内閣事務官

緒方 國務大臣

百

岡野 國務大臣

五

石井 國務大臣

五

木村 國務大臣

五

天養 國務大臣

六

山縣 國務大臣

五

高瀬 國務大臣

五

林屋 國務大臣

五

岡崎 國務大臣

六

廣川 國務大臣

五

戸塚 國務大臣

五

本多 國務大臣

五

向井 國務大臣

六

小笠原 國務大臣

五

大野木 國務大臣

五

日本レコード文化連盟関西支部
三菱製紙株式会社中川工場

横浜市鶴見区民一同
横浜市西区民一同
横浜市神奈川区民一同
横浜市中区民一同
横浜市南区民一同
横浜市保土ヶ谷区民一同
横浜市磯子区民一同
横浜市金沢区民一同
横浜市港北区民一同
横浜市戸塚区民一同

名古屋市民一同
名古屋鉄道株式会社
岡谷鋼機株式会社
中部電力株式会社
トヨタ自動車販売株式会社
日本陶器株式会社
株式会社松坂屋
新大同製鋼株式会社
トヨタ自動車工業株式会社
宇部興産株式会社

褒章条例第二條並びに褒章条例に関する内規
第三條第四項により褒状を賜わる

内閣
官房

三七號

内閣勅令第六四号

昭和二十八年二月十二日

内閣総理大臣官房賞勳部長村田八千穂



内閣総理大臣吉田茂殿

別紙日本レコード文化連盟関西支部外二十
一団体褒賞の件を審査したところ、いずれも
公益のため十万円以上の私財を寄附し、功績
顯著なるもので褒章条例第二條に該當
するから、褒章条例ニ関スル内規第三條

総理府官房人事課
28.2.12
交付

昭和七年四月	昭和七年一月	昭和七年四月	昭和七年三月	昭和七年七月	昭和七年十月	寄附年月
同	同	同	貞明皇后記念救癩 事業募金へ	東京都消防庁消防学校 研究資料として	大阪市立文化会館 備品として	寄附目的
右	右	右	金拾八万千 百貳拾百余	蒸気ボイラ 壹台	レコード 千七拾五枚	寄附物件
金拾五万貳千 貳百九拾百	金拾九万四千 真拾百余	金拾六万九千 四百七円余		金拾万円	金四拾万 貳百円	価 格
横滨市中区民一同	横滨市神奈川区民一同	横滨市西区民一同	横滨市鶴見区民一同	三菱製紙株式会社中川場	果ナド文化連盟関西支部	氏 名

5050 5049 5048 5047 5046 5045

第四項により第一号褒状を賜わらるよう
にいたしたく上申します。

内閣勳賞大目吉印之丞

昭和七年十月十六日

昭和七年六月	昭和七年七月	昭和七年六月	昭和七年四月	昭和七年三月	昭和七年六月	寄附年月
同	同	同	同	同	同	寄附目的
右	右	右	右	右	右	寄附物件
金拾万円	金拾万円	金拾万円	金拾万円	金拾万円	金百七拾九万 六千六百参円	価格
						氏名
日本陶器株式会社	当又自動車販売株式会社	中部電力株式会社	岡谷鋼機株式会社	名古屋鉄道株式会社	名古屋市民一同	

5062 5061 5060 5059 5058 5057

王厚

同	昭和七年三月	同	同	昭和七年二月	昭和七年三月	寄附年月
同	同	同	同	同	貞明皇后記念救癩 事業募金へ	寄附目的
右	右	右	右	右	右	寄附物件
金拾参万参千 七百九拾圓余	金拾参万四千 四百六拾五円	金拾万九千 参百拾六円	金拾参万五千 六拾八円余	金拾参万 参百拾八円	金拾壹万 七百拾八円	価格
						氏名
横浜市戸塚区民一同	横浜市港北区民一同	横浜市金沢区民一同	横浜市磯子区民一同	横浜市保土谷区民一同	横浜市南区民一同	

5056 5055 5054 5053 5052 5051

第一号褒状

寄附年月	寄附目的	寄附物件	価格	氏名
昭和七年四月	貞明皇后記念救癩事業募金へ	金貳拾五万円		株式会社松坂屋
昭和七年五月	同	金拾万円		新大同製鋼株式会社
昭和七年八月	同	金拾五万円		与多自動車工業株式会社
昭和六年十月	山口県社会事業共同募金へ	金拾万円		宇部興産株式会社

5066

5065

5064

5063

阪第一〇号

昭和二十七年十二月十五日

文部大臣 岡野清豪



文部省



内閣総理大臣官房

賞勳部長村田八千穂殿

申 牒

大阪府知事から別紙の通り上申があつたので相当行賞方御詮議願いたい

人 第二六〇号

昭和二十七年十二月八日

大阪府知事

文部大臣 殿

寄附者行賞内申について

左記の者に対し褒章條例による行賞方御詮議下さるよう
申いたします。

記

大阪市北区曾根崎上二丁目七
日本レコード文化連盟関西支部

大阪府

大 週 報

日本レコード文化連盟関西支部
大阪府中之区曾根崎三丁目六
番

大阪レコード文化連盟
大阪府中之区曾根崎三丁目六番
レコード文化連盟
大阪府中之区曾根崎三丁目六番
レコード文化連盟
大阪府中之区曾根崎三丁目六番

文部大臣 殿

大 阪 府 知 事 殿

昭和二十六年十一月八日

入部二六〇名

寄附取調表

大 阪 府

考 備	寄附受領年月日	昭和二十六年十一月十一日
	寄附目的	大阪府立文化会館備品として
	寄附金員又は物件	レコード 売所之捨立枚
	價 額	四三、三〇〇 円
	單 價	〇 円
無 有 の 刑 處	(一) 位、勳、功、爵、學位	無
	(二) 現住所又地位	大阪府中之区曾根崎三丁目七
	氏 名 又 は 団 体 名	日本レコード文化連盟 関西支部

右の通り相違ありません

昭和二十七年十一月二十五日

大阪市教育委員会事務局

事務課課長 宮村外雄



⑤

寄附申出書

一レコード壺所七拾五枚

右寄附致しますから御受取り願います

昭和二十七年十月二十九日

大阪市北区曾根崎上三丁目七 大槻藤太郎

日本レコード文化連盟 関西支部 印

大阪市教育委員会殿

(日本レコード文化連盟関西支部会則添付)

右の通り相違ありません

昭和二十七年十一月二十五日

大阪市教育委員会事務局

庶務部長 宮村外雄



件名	寄附收受について	昭和二十七年十月二十日起業	昭和二十七年十月三十一日決裁	月	日	種別	金額	施行	記簿		
教育委員	田井	西脇	教育長 東	松本	松本	表紙	宮村	庶務部長	林	係員	清水
委員	村瀬	吉津	製	製	製	製	製	製	島	係員	竹内
会	福田										

寄附物件 レコード 七拾五枚 内訳十三吋九七枚 十吋九八枚
寄附者 大阪市北区曾根崎上三丁目七

日本レコード文化連盟関西支部

右は大阪市立文化会館備品として別紙の通り寄附の申出がありましたのでこれを
收受した案により各々執行します

案の一(感謝状)

昭和二十七年十月三十日 本市文化会館レコードを寄附したことは誠に感謝
に堪えません

ここに深く感謝の意を表します

昭和二十七年十一月四日

大阪市教育委員会

日本レコード文化連盟関西支部殿

案の二(收受通知)

大市教委第四八号

昭和二十七年十月三十一日

大阪市教育委員会

日本レコード文化連盟関西支部

東部長 大槻 藤太郎 宛

寄附收受について

かねて御申出になつて居りました左記の御品を本市に御寄附下さいましたことについては市民の文化向上普及に資するところが大きいと存じますので、ありがたく收受することに決定致しました。

記

一 品目 レコード 壹附七拾五枚

案の三(表彰上申依頼)

昭和二十七年十一月三日

教育長 名

秘書課長 宛

表彰上申依頼について

左記の者より別紙調書の通り寄附がありましたので表彰上申方依頼致します

記

大阪市北区曾根崎上三丁目七

日本レコード文化連盟関西支部

右の通り相違ありません

昭和二十七年十一月二十五日

大阪市教育委員会事務局
庶務課長 宇村外雄

④

評価調書

一、品目

レコード

一〇七五枚

内訳 十二吋

九七七枚

十吋

九八枚

一、評価額

金四拾貳萬貳百圓

内訳

十二吋

金參拾九萬八百圓

十吋

金貳萬九千四百圓

右之通り評価致します

昭和貳拾七年拾月貳拾九日

大阪市立文化会館長
グラモショップ
ニシヤマ 店主

主事 山中二郎
西山健一

印 印

右の通り相違ありません

昭和二十七年十一月二十五日

大阪市教育委員会事務局

事務部長 宮村外雄



日本レコード文化連盟関西支部会則

總則

- 第一、本会は、日本レコード文化連盟関西支部と称する。
- 第二、本会は、日本レコード文化連盟（本部東京）に所属し、関西（近畿中国四國）地域内の府縣別蓄音器商組合員並にレコード製衣造会社木支店を以て組織する。
- 第三、本会は、音楽文化の向上、発展に寄與することを目的とする。
- 第四、本会は、前條の目的を達成するに必要と認めたる事業を行ふ。
- 第五、本会の事務所は、大阪市内に置く。

役員

- 第六、本会に左の役員を置く。
 - 支部長一名 副支部長二名 理事若干名 会計監事一名
- 第七、理事は、府県組合別に一名を選出し、理事中より他の役員を互選する。（任期を一年とする）
- 第八、支部長は、本会を代表し、会務を掌理する。副支部長は、支部長を補佐し、支部長が不在の時は、代行する。会計監事は、会計

大阪
レコードライブラリー

総目録

1952

(昭和27年9月末現在)

大阪市立文化会館内
大阪レコードライブラリー

会務と監査する。本会に事務局長を設置し、事務を處理する。

会議

九、理事会を随時開催し、必要事項を審議する。定時総会は、毎年一回臨時総会は、必要あるときは支部長が招集する。

会計

一〇、本会の経費は、会費及び寄附金を以て之に充てる。

一一、本会の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

附則

一二、本会則は、總會に於て変更することが出る。

一三、理事会に於て、必要と認めたるときは、会務執行に就いて細則を規定することが出る。

一四、各レコード会社本支店は、互選より除外し、単独に理事として就任する。

一五、本会に理事会の推薦により、名誉会員を置くことが出来る。

一六、本会の会費その他は、内規により別に之を定める。

寄贈枚数 1075枚

内訳 12吋 977枚

10吋 98枚

価格 420,200円

山歌

12吋 400枚 × 977

= 390,800円

10吋 300枚 × 98

= 29,400円

◎印 昭和26年11月13日
大井氏寄贈の部 75枚

○印 昭和26年10月会館
にて購入の部 42枚
(計 0印 117枚を除く)
全枚数

目次

ソプラノ	1	チェロソナタ	26
メソソプラノ	3	絃楽三重奏	27
アルト	4	四重奏	28
テノール	5	五重奏	29
バリトン	6	その他の重奏	30
バス	7	交響曲	31
合唱	8	円舞曲	34
合唱(宗教音楽)	9	序曲	36
歌劇	10	組曲	39
ヴァイオリンソロ	11	舞曲	41
チェロソロ	14	標題楽	42
ピアノソロ	16	吹奏楽	45
ピアノソナタ	18	管弦楽	46
鍵盤楽器	20	協奏曲	47
管楽器	21	ヴァイオリンコンチエルト	48
撥弦楽器	22	チェロコンチエルト	49
打楽器	23	ピアノコンチエルト	50
二重奏	24	その他	51
ヴァイオリンソナタ	25		

総目録について

- この目録は、演奏形式別による大政レコードライブラリーのカテゴリ番号順に配列してあります。
- 新譜の寄贈及び新規購入のあった場合は、適時での分の目録をお送りしますから、とが込んで下さい。

大阪レコードライブラリーに於ける
レコード分類早見表

声楽 A		(室内楽)	
ソプラノ	1	二重奏	10-I
メソソプラノ	2	ヴァイオリンソナタ	10-II
アルト	3	チェロソナタ	10-III
テノール	4	三重奏	11
バリトン	5	四重奏	12
バス	6	五重奏	13
合唱	7	六重奏	14
宗教音楽	8	その他の重奏	15
歌劇楽曲	9		
器楽 B		(管絃楽)	
(独唱)		交響曲	16
ヴァイオリン	1	円舞曲	17
チェロ	2	序曲	18
ピアノ ソロ	3-I	組曲	19
ソナタ	3-II	舞曲	20
鍵盤楽器	4	標題樂	21
絃楽器	5	吹奏樂	22
管楽器	6	管絃樂	23
撥絃楽器	7	協奏曲	24-I
打楽器	8	ヴァイオリン協奏曲	24-II
機械楽器	9	チェロ協奏曲	24-III
		ピアノ協奏曲	24-IV
		その他	25

大阪市立文化会館内
「大阪レコードライブラリー」の御案内

本レコードライブラリーは、レコードによる市民の音楽文化の向上発展を目的として、大阪市立文化会館と日本レコード文化連盟内西支部との共同主宰の下に、全国で初めて創られた文化事業であります。

ごなためにも御利用出来ますから、音楽を愛好する皆様方の御活用をお待ちいたします。

事業

1. コンサート用レコードの無料貸出
2. 文化会館に於ける定期的レコードコンサートの開催
3. その他文化会館に於ける演奏会、音楽講座、研究会、鑑賞会等の開催

貸出規定

1. 本ライブラリーのレコードは、学校、会社、その他の団体に於けるレコードコンサートに対し、無料貸出を行います。
 2. レコードの貸出には、規定の申込用紙に必要事項を記入の上、団体所屬長の証明捺印を必要とします。
 3. 貸出枚数は一回十五枚以内、期間は三日以内であります。
 4. 貸出及び返済は午前十時より午後四時の間に願います。
(土曜日は午前中、日曜日は休日とします。)
- ◎ 尚レコードを甚だしく損傷された場合は、時価で賠償を願います。

大阪市天王寺区上汐町六丁目(市電上本町九丁目西一丁)

大阪市立文化会館内

大阪レコードライブラリー

電話(77) 1951

ピアノ コンチエルト

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名
B-2410 1-4	ベートーヴェン	協奏曲第四番 ト長調	シエレター ワイスマン指揮管絃団	12	4	P
B-2411 2	3次 ベートーヴェン	協奏曲第五番 変ホ長調	ケムプロ ベルリンフィルハーモニー	12	3	P
B-2412 3 1-2	バツハ	協奏曲 1長調	フイツマーと室内楽団	12	2	V
B-2413 4 1-5	ベートーヴェン	協奏曲第五番 変ホ長調	井口基成 斉藤厚健 東京シンフォニーオーケストラ	12	5	V
B-2414 5 1-2	バツハ	協奏曲 1長調	フイツマーと室内楽団	12	2	V
B-2415 6 1-2	バツハ	"	"	12	2	V
B-2416 7 1-3	バツハ	協奏曲 二短調	"	12	3	V
B-2417 8 1-2	ガーシュウィン	ラプソディインブルー	レハント オルマンディー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	2	C
B-2418 9 1-4	44イコフスキー	協奏曲第一番 変ロ短調	ルービンシュタイン エトロポウリス指揮 モスクワ交響楽団	12	4	V
B-2419 10 1-5	ベートーヴェン	協奏曲第五番 変ホ長調	ニコナーベル ガーザント指揮 ロンドン交響楽団	12	5	V
B-2420 11 1-2	3, 4次 ベートーヴェン	協奏曲第三番 ハ短調	ルービンシュタイン NBC交響楽団	12	2	V
B-2421 12 1	オネガー	ピアノと管絃楽のための 小協奏曲	ノートン オルマンディー指揮 モスクワ交響楽団	12	1	V
B-2422 13 1-2	3次 サンサーンス	協奏曲第四番 ハ短調	コルトー ミュンヒン指揮管絃団	12	2	C
B-2423 14 1-2	リスト	洋琴管絃集合奏用奏曲 死の舞踏	パリー交響楽団	12	2	C

その他

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名
B-2424 15 1-1	山田耕作	芸術的楽曲の解剖と鑑賞 リド形式、メソッド形式		10	1	C
B-2425 16 1-1	山田耕作	芸術的楽曲の解剖と鑑賞 スケッチ形式、ロンド形式		10	1	C
B-2426 17 1-2	キング文蔵	管絃楽の楽器と その活用	藤原正雄指揮 キング管絃楽団	12	2	T
B-2427 18 1-1		管絃楽の楽器 打楽器篇	木暮ロサ子、クニツグミ、 銭屋チンパニ、大友成、小本誠、 小林栄太郎その他の演奏	12	1	C
B-2428 19 1-1		"	"	12	1	C

ヴァイオリン コンチエルト

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社名
B-24E 1 1~4	シベリウス	協奏曲 二長調	ハイフエッツ トーマス・ビーチャム指揮 ロンドンフィルハーモニー	12	4	✓
B-24E 2 1~4	メンデルスゾーン	協奏曲 ホ短調	シナツテイ トーマス・ビーチャム指揮 ロンドンフィルハーモニー	12	2	○
B-24E 3 1~4	メンデルスゾーン	"	クレンカドフ イツセルシュテット指揮 ベルリンフィルハーモニー管弦楽団	12	4	T
B-24E 4 1~5	ベートーヴェン	協奏曲 二長調	ハイフエッツ トスカニーニ指揮 NBC交響楽団	12	5	✓
B-24E 5 1~5	ブラームス	協奏曲 二長調	シナツテイ オルマンディー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	5	C
B-24E 6 1~2	パガニーニ	協奏曲 第二番 二長調	クライスター オルマンディー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	2	✓
B-24E 7 1~4	メンデルスゾーン	協奏曲 ホ短調 五月の徴風	クライスター ベルリン国立歌劇場管弦楽団 サンド(ピアノ) クライスター アルバート独唱	12	4	✓
B-24E 8 1~4	チャイコフスキー	協奏曲 二長調 メロデー	フーベルマン ステインベルク指揮 ベルリン国立歌劇場管弦楽団	12	4	C
B-24E 9 1~2	ウイヴァルディ ナツシエ橋	協奏曲 一短調	エルマン コリンクウッド指揮 ニューシブニー管弦楽団	12	2	✓
B-24E 10 1~3	パツハ	協奏曲 二長調 サラバンド(フルティグ第 一巻) 一短調より	メニユーイン エネスコ指揮 パリ音楽院管弦楽団	12	3	✓
B-24E 11 1~4	ドヴォルザーク ハカニーニ エネスコ橋	協奏曲 一短調 カプリース 一短調	メニユーイン エネスコ指揮 パリ音楽院管弦楽団	12	4	✓
B-24E 12 1~3	モーツァルト	協奏曲 第三番 一長調	メニユーイン エネスコ指揮 パリ音楽院管弦楽団	12	3	✓

ピアノ コンチエルト

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社名
B-24E 1 1~1	1次 ボッケリーニ	協奏曲 変ロ長調	マナコラ ベルリン フィルハーモニー管弦楽団	12	1	T
B-24E 2 1~2	ボッケリーニ	"	カサルス ロランド ライオンポルト指揮 フィルハーモニー管弦楽団	12	2	✓
B-24E 3 1~2	サンサーンス	協奏曲 第一番 一短調	ピアティゴルスキー ストック指揮 スコゴ シンフォニーオーケストラ	12	2	C
B-24E 4 1~2	サンサーンス	"	"	12	2	C
B-24E 5 1~5	ドヴォルザーク	協奏曲 OP104	カスバスカサド イツセルシュテット指揮 ベルリンフィルハーモニー	12	5	T
B-24E 6 1~3	フロツホ フランク	シエロモーチエロと管弦楽 の爲のヘライ狂詩曲 いと聖きわが主よ	フアイマーマン スコフスキー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	3	✓
B-24E 7 1~4	ハイドゥン	協奏曲 二長調	フアイマーマン サージエント指揮交響楽団	12	4	C

管 絃 楽

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社
B-23 1	トルコバルティ	トッカータ	キントラ指揮 シンフォニーオーケストラ	12	1	V
B-23 2	ベートーヴェン バグニニ	スケルツォ OP135 無窮動	トスカニーニ指揮 NBC交響楽団	12	1	V
B-23 3	長瀬次郎	主題と交奏曲	長瀬次郎指揮 日本ホリドール交響楽団	12	2	P
B-23 4	アレクスキー シベリウス	4マイヨフスキーの主題 によるパレシオン カンツォネッタ	フランク・ブランクとNBC ストリング シンフォニーオーケストラ	12	2	V
B-23 5	伊福部昭	交響詩	山田和男指揮 東京交響楽団	12	2	V
B-23 6	伊福部昭	"	"	12	1	V
B-23 7	バツハ ストコフスキー編	適走曲ト短調 聖合唱前奏曲	ストコフスキー指揮 シンフォニーオーケストラ	12	1	V
B-23 8	モーツァルト ハイドン	行進曲 K249 交響曲第七巻終楽章	マンダ指揮 室内楽団	12	1	V
B-23 9	シマフリエ	エスパニマ	アレソト指揮 国立劇場管絃団	12	1	V
B-23 10	シヨパン	スケルツォ(終楽八重奏曲より) 軍隊ポロネーズイ長調	フィドラー指揮 ボストンポツァス管絃団	12	1	V
B-23 11	マルデル バツハ	田園交響曲(シマフリ) 前奏曲ト短調	ストコフスキー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	1	V
B-23 12	マスネ ヘンデル	愛徳曲(ペラタスより) アレコ(ペラセルグセより)	フィドラー指揮 ボストンポツァス管絃団	12	1	V
B-23 13	4マイヨフスキー	アンダンテカントラレ メロデー	コステラネッツ指揮 ロサンゼルス管絃楽団	12	1	C

吹 奏 曲

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社
B-24 1	メンデルソーン	ハーブと管絃楽の為の 小 吹 奏 曲	ラスキン	12	1	V
B-24 2	バツハ	クラブサンタの為の 吹奏曲 ト長調	シマンビオン室内楽団	10	2	V
B-24 3	デブアリヤ	クラブサン協奏曲	クラブサン フリア フリート モイズ オーウエ ホンヌ クリフトゴード ウアイトリン クリフトス + エロ クロキエ	12	2	C
B-24 4	ヘンデル	クラブサン吹奏曲ト長調 マリヤと交奏曲ト長調	ランドフスカ ヒゴー指揮オケストラ共演	12	2	V
B-24 5	ヘンデル	"	"	12	2	V
B-24 6	ハイドン ケール編	アンダンテとロンド (トランペット吹奏曲より)	エスクデール ケール指揮交響管絃団	12	1	C
B-24 7	モーツァルト	バスーン吹奏曲 第一番ト長調	ロナルドシマロー(バスーン) トスカニーニ指揮 NBC交響楽団	12	2	V
B-24 8	ブーランク	オルガンティンパニと吹奏 合奏の為の吹奏曲 ト長調	ヒス(オルガン)スワグ(ティンパニ) リチャードバーキン指揮 コロムビア交響楽団	12	3	C
B-24 9	コレルリ	コンチエルトグロツソ	フルー1 ワルター指揮 ロンドン交響楽団	12	1	C
B-24 10	ヘンデル	コンチエルトグロツソ No.12	フルー1 ワルター指揮 ハリイ音楽院管絃団	12	2	C
B-24 11	KPEバツハ スチンベルグ編	管絃楽の為の 吹奏曲 二長調	クセウイツキー指揮 ボストン交響楽団	12	2	V
B-24 12	シヨソソ ホーレ	吹奏曲 二長調 OP21 搖 籃 歌	ゴルトーティボー 絃楽四重 奏団 ゴルトー ティボー	12	5	V
B-24 13	KPEバツハ スチンベルグ編	管絃楽の為の 吹奏曲 二長調	クセウイツキー指揮 ボストン交響楽団	12	2	V
B-24 14	バツハ	ブランデンブルク吹奏曲	アドルフ・ブツシエ指揮 ブツシエ室内管絃楽団	12	14	C
B-24 15	アインセル	ワルソ-コンチエルト	ミュール マティソン指揮 ロンドン 交響楽団(セア/社奏ソキ)	12	1	C
B-24 16	モーツァルト	ホルン吹奏曲第二番 吹木長調	デニス・フレイ(ホルン) ワルター・シユキント指揮 フィルハーモニー管絃楽団	12	2	C
B-24 17	ベートーヴェン	三重奏曲(公トリオ)	ジョン・コリクア(ホルン)指揮 ハルト・ロス(C)ニュー・ヨーク ワルター・ヘントウ(ホルン)指揮 フィルハーモニー管絃楽団	12	4	C
B-24 18	バツハ	二つのヴァイオリンと絃楽合奏 の二重奏吹奏曲 二短調	ヨーゼフ・シグティ カール・フレイシエ / ヴァイオリン ケール指揮 絃楽合唱団	12	2	C

種 類 表

録音番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名	録音番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名
B-21 1	仁木多喜雄	シヤン高原 (ビルマ、スナツチより)	仁木多喜雄指揮 コロムビアオーケストラ	12	1	C	1	ワーグナー	ヴァルキューレの騎行 (オマラヴァルキューレより)	ピクチャー・シンフォニー・オーケストラ	10	1	V
B-21 2	ドライマ ヨシトモ	支那の物語 北支の印象	マークウエーバーと彼の楽団	12	1	V	2	ヴァルデー ミヒアエリス	アンクルコーラス (オマラヴァルキューレより) 森の鐘語	ブライマー吹奏団	10	1	V
B-21 3	ルビンシュタイン	天使の夢	フィドラー指揮 ボストンポップスオーケストラ	12	1	V	3	イッポリトゥー イワノフ	コーカサスの風景 酋長の行列、木にて	フィドラー指揮 ボストンポップス管絃団	12	1	V
B-21 4	ルビンシュタイン	"	"	12	1	V	4	32名 ドビュッシー	夜想曲	ピエルネ指揮 コンセルヴァトワール管絃団	12	2	C
B-21 5	リスト	ハンガリー狂詩曲第二番	ストコフスキー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	1	V	5	ボロディン	中央アジアの曠原にて	コーツ指揮 ロンドン交響楽団	12	1	V
B-21 6	デューカ	意法使の弟子	トスカニーニ指揮 ニューヨーク フィルハーモニック管絃団	12	1	V	6	シベリウス	交響詩フィンランディア	ストコフスキー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	1	V
B-21 7	ボロディン	中央アジアの曠原にて	ピエルネ指揮 コンセルヴァトワール管絃団	12	1	C	7	ワーグナー	森の唄 (オマラヴァルキューレより)	メンゲルベルグ指揮 ニューヨーク フィルハーモニック管絃団	12	1	V
B-21 8	モソロフ メイトフス	野狐仙 ドニエプル河水発電所	エーデルリッヒ指揮 パリ交響楽団	10	1	C	8	ムソルグスキー	交響詩 荒山の一夜	バレー指揮 コンセルヴァトワール管絃団	12	1	C
B-21 9	リスト	ハンガリー狂詩曲第二番	ストコフスキー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	1	V	9	マイエル ワグネル	露西行進曲 (オマラヴァルキューレより) アイーダ行進曲	バロース指揮 コロムビア交響楽団	12	1	C
B-21 10	リヒャルト シュトラウス	英雄の生涯	オルマンデー指揮 交響楽団	12	5	V	10	ハイオン モーツァルト	真の心と七面鳥 メヌエット	フィドラー指揮ボストンポップス 管絃団 ベンダ指揮コロムビアオーケストラ	10	1	V
B-21 11	リヒャルト シュトラウス	祝典音楽	Rニストラス指揮 ミュンヘン ステートオペラ管絃団	12	2	P	11	シベリウス	トウオネラの白鳥	ストコフスキー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	1	V
B-21 12	ヴォルフガング アマデウス	マドンナの聖石の同奏曲 第一番	オルマンデー指揮 ミネアポリス交響楽団	10	1	V	12	シベリウス	交響詩フィンランディア	ヒューナム卿指揮 ロンドン フィルハーモニック管絃団	12	1	C
B-21 13	ケテルビー	マルシマの市場	フィドラー指揮 ボストンポップス管絃団	10	1	V	13	ワーグナー	交響曲「トリスタンとイゾルデ」 前奏曲と愛の死	フルトヴェングラー指揮 ベルリン フィルハーモニック管絃団	12	2	C
B-21 14	ボロディン	中央アジアの曠原にて	ピエルネ指揮 コンセルヴァトワール管絃団	12	1	C	14	ワーグナー ストコフスキー編	交響曲「ラインの黄金」	ストコフスキー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	3	V
B-21 15		リズム模範 (特種録音集より)	ピクチャー・オーケストラ	10	1	V	15	チャイコフスキー	スラフ行進曲	"	12	1	V
B-21 16	デューカ	意法使の弟子	ストコフスキー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	2	V	16	ドリゴ グノー	ドリゴのセレナーデ グノーのセレナーデ	バルナバス・フオンツイ ヘレナンドス	10	1	V
B-21 17	ニマルバンテ	伊太利の印象	ニマルバンテ指揮 パリ交響楽団	12	3	C	17	リスト	ハンガリー狂詩曲第二番	フダペスト シンシイ少年楽団	10	1	V
B-21 18	チャイコフスキー	イタリマの夜想曲	ストコフスキー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	2	V	18	ヴォルフ フェアリ	マドンナの聖石同奏曲 第一番	オルマンデー指揮 ミネアポリス交響管絃団	10	1	V
B-21 19	レヒトスコツ ゴールド	玩具の唄ハ パヴァーヌ	フィドラー指揮 ボストンポップス管絃団	10	1	V	19	ヴォルフ フェアリ	カムピエロ ロンドンテリーの歌	マリヌツイ指揮スラフ管絃団 ピクチャー・オーケストラ フィラデルフィア 交響管絃団	10	1	V
B-21 20	ハンセン マクベス	ハンデンズ中ナート 三重奏ライオンホルネ	アルバート・サントラーの楽団 コロムビア コンサートオーケストラ	10	1	C	20	クライスター ドリーブ	森の恋しみ 組曲 「コッパリア、ワルツ」	オルマンデー指揮 ミネアポリス交響管絃団	10	1	V

組 曲

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社名	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社名
B-18 41	モーツァルト ワグナー	アイオロの結婚序曲 ニエールンベルクの結婚序曲	フルーノワルター指揮 英園交響楽団	12	1	C	バツハ	組曲 第二番	メンゲルベルク指揮 コンチエルトボウ管絃団	12	3	C
B-18 42	スツベ	詩人と農夫 序曲	イツセルシュテット指揮 ベルリン フィルハーモニック管絃団	10	1	T	ヨハン シュトラウス	美はしき夕エブ (ハレー)	ドラーティエ指揮 ロンドン フィルハーモニック管絃団	12	3	V
B-18 43	ポアルテュー	バグダットの大神 序曲	ベルリン 国立歌劇場管絃団	10	1	V	ビゼー	オルメン 組曲	ローチアム指揮 ロンドン フィルハーモニック管絃団	12	2	C
B-18 44	ヨハン シュトラウス	踊 踊 序曲	フルーノワルター指揮 パリ音楽院管絃楽団	12	1	C	2次 ビゼー	アルルの女	ピエルネ指揮 コンセルボロン管絃団	12	3	C
B-18 45	2次 ロツシーニ	ウイリアムテル 序曲	ヘンリーウッド指揮 ニエウレンホル管絃団	10	1	C	7アリア	恋は悪術師	ナン・メルリマン(メッソソプラノ) スコフスキー指揮 ハワード ホール交響楽団	12	3	V
B-18 46	ロツシーニ ロバート編	"	ヒクター・コンサートオケストラ	10	2(1)	V	ドビュッシー	小 組 曲	ウオルフ指揮 オケストラ・コンセルラムレー	12	2	P
B-18 47	スツベ	詩人と農夫 序曲	ベ ラ	10	1	PA	リムスキー ゴルサコフ	シヘラ ガーテ	スコフスキー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	6	V
B-18 48	ワグナー	ローエングリン 第三幕への前奏曲 結婚式合唱	アルバート・ゴート指揮 合唱と交響楽団	12	1	V	4マイコフ スキー	胡桃割人形	オスカー・フリード指揮 ロイヤル フィルハーモニック管絃団	12	3	C
B-18 49	ヨハン シュトラウス	踊 踊 序曲	フルーノワルター指揮 パリ音楽院管絃楽団	12	1	C	グ ラ ヅ	ハレーの情景	グセンス指揮 ニエウレンホル管絃団	12	3	V
B-18 50	ワグナー	タンホイザー 序曲	メンゲルベルク指揮 コンチエルトボウ管絃団	12	2	C	7アリア	恋は悪術師	ウエラスタス(メッソソプラノ) アルフ・テル指揮 セカリア・ベネチア・オケストラ	10	4	C
B-18 51	ワグナー	ローエングリン 第一幕への前奏曲	トスカーニニ指揮 ニエウレンホル管絃団	12	1	V	ストラウヴィンスキー	ワトルー・シユカ	ストラウヴィンスキー指揮 パリ音楽院	12	3	C
B-18 52	ベートーヴェン	フィデリオ 序曲	フルーノワルター指揮 BBC交響楽団	12	1	C	"	"	ストラウヴィンスキー指揮 ニエウレンホル管絃団	12	2	C
B-18 53	4マイコフスキー	一八一二年の大序曲	スコフスキー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	2	V	ツオルテン ゴダリー	ハリ・マーノス	オルマンディー指揮 ミネアポリス交響楽団	12	3	V
B-18 54	フンパーディング	歌劇 「ハンゼルとグレート」序曲	ボルト指揮 NBC交響楽団	12	1	V	アロゴン サティ ドビュッシー編	キー・ジエ中尉 カムパデイ第一番	クセウイツキー指揮 ボストン交響楽団	12	3	V
B-18 55	ワグナー	ローエングリン第三幕への前奏曲 ゴラル(復活祭カンタタキ)	スコフスキー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	1	V	ウオルター・ピストン	不思議な笛吹き	フィドラー指揮 ボストン・ソフパ管絃楽団	12	2	V
B-18 56	メンデルスゾーン	「平穏なる海と楽しい歌 海序曲」 無 音	アレツヒ指揮 ロンドン交響楽団	12	2	V	ワ・ロツク	キマフ・リオール	ランバートと交響楽団	12	1	V
B-18 57	ウエーバー	悪魔の射手 序曲	フィドラー指揮 ボストン・ソフパ管絃団	12	1	V		セレナーデ名曲集	アルバート・サントラ と彼のオケストラ	12	1	C
B-18 58	ウエーバー	"	"	12	1	V		ニエールンの思ひ出 幻想曲名曲集	オリグレイ指揮 ミラノ・ソフパ管絃団	10	1	V
B-18 59	ワグナー	ニエールンマルクの 名歌キ 序曲	ローチアム指揮 ロンドン フィルハーモニック管絃団	12	1	C	ビゼー	カルメン 抜草曲	クリエター吹奏楽団	12	1	V
B-18 60	ドビュッシー	牧神の午後 前奏曲	"	12	1	C	"	歌劇 「真珠採り」抜草	"	12	1	V

序 曲

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名
B-18-1	ベートーヴェン	レオノール序曲第一	トスカニーニ指揮 BBC交響楽団	12	1	✓
B-18-2	ベートーヴェン	レオノール序曲第三 アテホの竜壺	フルーヴルター指揮 ウィーン フィルハーモニック管絃団	12	2	C
B-18-3	ケラベラ	喜劇への序曲	ベルリン 国立歌劇場管絃団	10	1	✓
B-18-4	ベートーヴェン	エリオラン序曲	クライバー指揮 ベルリン フィルハーモニック管絃団	12	1	T
B-18-5	シエバルト	ロバムンテ序曲	メンゲルベルク指揮 アムステルダム コンチエルトゲボ-	12	1	T
B-18-6	シエバルト	"	サーチエント指揮 ニューシブアニーオーケストラ	12	1	✓
B-18-7	ドビュッシー	牧神の午後 前奏曲	メンゲルベルク指揮 アムステルダム コンチエルトゲボ-	12	1	T
B-18-8	ベートーヴェン	フィデリオ 序曲	フルーヴルター指揮 BBC交響楽団	12	1	C
B-18-9	ワーグナー	ローエングリン 第一幕 への前奏曲	トスカニーニ指揮 交響管絃団	12	1	✓
B-18-10	スツペ	詩人と農夫 序曲	メンゲルベルク指揮 コンチエルトゲボ-管絃団	12	1	C
B-18-11	オッフェンバック	天国と地獄 序曲	ボダツキキー指揮 ベルリン 国立歌劇場管絃団	12	1	C
B-18-12	トーマ	ミニヨン 序曲	ヒンコー指揮 パリ交響楽団	12	1	C
B-18-13	トーマ	"	"	12	1	C
B-18-14	ヴェルディ	椿姫 第一幕 第三幕への前奏曲	トスカニーニ指揮 ニューヨーク フィルハーモニック管絃団	12	1	✓
B-18-15	オーベル	王冠のダイヤモンド 序曲	ラムバート指揮 ロンドン フィルハーモニック管絃団	12	1	✓
B-18-16	ムソルグスキー	ホヴァンニナ 序曲	クーセヴィツキー指揮 ボストン交響楽団	12	1	✓
B-18-17	ワーグナー	ローエングリン 第一幕 への前奏曲	メンゲルベルク指揮 コンチエルトゲボ-管絃団	12	1	C
B-18-18	ベルリオズ	ローマの謝肉祭 序曲	クライバー指揮 ベルリン 国立歌劇場管絃団	12	1	P
B-18-19	ベルリオズ	"	ヒンコー指揮 ロンドン フィルハーモニック管絃団	12	1	C
B-18-20	マスネ	フェードラ 序曲	イツセルシュテット指揮 ベルリン フィルハーモニック管絃団	12	1	T

作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名
モーツァルト	ドンジョヴァンニ 序曲	イツセルシュテット指揮 ベルリン フィルハーモニック管絃団	12	1	T
スツペ	愉快な盗賊	ゴドウィン指揮 ベルリン ネルソン劇場管絃団	12	1	P
ホルマチュー	バグダットの酋長	アリックス指揮 管絃団	12	1	C
モーツァルト	意 笛 序曲	メンゲルベルク指揮 ニューヨーク交響楽団	10	1	✓
モーツァルト	"	トスカニーニ指揮 NBC交響楽団	12	1	✓
シトラウス	ジプシー男爵 序曲	クライバー指揮 ベルリン フィルハーモニック管絃団	12	1	T
ベートーヴェン ヘンデル	レオノール序曲第三 ハレルヤ コーラス	ワルター指揮 ロンドン フィルハーモニック管絃団	12	2	C
ロツシーニ	ウリアムテル序曲 (ミゼットとメソット)	ヒンコー指揮 ロンドン フィルハーモニック管絃団	12	2	C
ウエーバー	エオリマン 序曲	メンゲルベルク指揮 コンチエルトゲボ-管絃団	12	1	C
ロツシーニ	ウリアムテル 序曲	ヒンコー指揮 ロンドン フィルハーモニック管絃団	12	1	C
ベートーヴェン	レオノール序曲第三	ヨツフム指揮 ベルリン フィルハーモニック管絃団	12	2	T
ヴェルディ	椿姫 第一幕 第三幕への前奏曲	トスカニーニ指揮 ニューヨーク フィルハーモニック管絃団	12	1	✓
ヴェルディ	"	"	12	1	✓
ドビュッシー	牧神の午後 前奏曲	メンゲルベルク指揮 コンチエルトゲボ-管絃団	12	1	T
アラームス ヘンデル	悲劇的 序曲 ラルゲット コンチエルト 2ナリ	トスカニーニ指揮 BBC交響楽団	12	2	✓
マスネ	フェードラ 序曲	イツセルシュテット指揮 ベルリン フィルハーモニック管絃団	12	1	T
ロツシーニ	ウリアムテル 序曲	ゴツポラー指揮 コンセルバトール管絃団	12	2	✓
ワーグナー	ローエングリン 第一幕への前奏曲	ストコフスキー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	1	✓
オッペンバック	天国と地獄 序曲	レオアレツヒ指揮 ロンドン交響楽団	12	1	✓
ベルリオズ	ローマの謝肉祭 序曲	アーサフドラ指揮 ボストンポフフス管絃団	12	1	✓

円舞曲

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名	整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名
B-17 1		最疾の恋人 お休み	テックルイスバンド	10	1	C	B-17 27	レハール ツイラー	リュクサンブルワルツ ウィーンの市民	マークウエバー管絃団	10	1	V
B-17 2	テナロ マトウエ	マイナスペイのワルツ 探偵の探偵	ルナエン 管絃団	10	1	V	B-17 28	ワルト トイッフェル	スケーターワルツ	フィドラー指揮 ホストンポッフス管絃団	10	1	V
B-17 3	ナアルカ フアイテル	ステファニーガホット ウィーンの心	ザイトラーウインクラー指揮 管絃団	10	1	V	B-17 29	ワルトトイッフェル ローランド	スケーターワルツ 大馬の行進	テレファンケン管絃オーケストラ ホイテマハ指揮 テレファンケン吹奏楽団	10	1	T
B-17 4	ヨハン シユトラウス	ウインナ気分	フルナーワルター指揮 ベルリン 国立歌劇場管絃団	12	1	C	B-17 30	ヨナソン リベリ	カツコーワルツ キュービーの観兵式	ベラ管絃楽団 ゴロンビヤ室内楽団	10	1	C
B-17 5	ヨハン シユトラウス	ウインの森の物語 芸術家の生涯	フェンスケヒゼの楽団 アルバートルッターと彼の楽団	10	1	T	B-17 31	フエラス リンドセイ	アルスターク月夜 ウイネタの鐘	ウインナホム管絃団	10	1	C
B-17 6		ウインの森の物語	ワルター指揮 交響楽団	12	1	C	B-17 32	ケリウイカー ホルムアラハム	今度だけ 疾風の永久に	バルナバスホンゲツソイ	10	1	T
B-17 7		"	"	12	1	C	B-17 33	ヨハンシユトラウス ワルトトイッフェル	室のワルツ 海の乙女	サロンオーケストラ ラヨス キツス管絃団	10	1	T
B-17 8		"	"	12	1	C	B-17 34	ヨハン シユトラウス	皇帝円舞曲	フィドラー指揮 ホストンポッフス管絃団	12	1	V
B-17 9		春の声	ワインガルトナー指揮 英国交響楽団	12	1	C	B-17 35	ウテグイツナ ローカス	ドナウ河の遠 波濤を越えて	ミルクレット指揮 インターナショナル コンサートオーケストラ	12	1	V
B-17 10		"	"	12	1	C	B-17 36	ヨハン シユトラウス	春の声	フィドラー指揮 ホストンポッフス管絃団	10	1	V
B-17 11		4-夜物語	クライバー指揮 ベルリン フィルハーモニック管絃団	12	1	T							
B-17 12		"	"	12	1	T							
B-17 13		"	"	12	1	T							
B-17 14		"	"	12	1	T							
B-17 15		南国のバラ	ワルター指揮 ベルリン フィルハーモニック管絃団	12	1	C							
B-17 16	ナウンドルフ	希望のワルツ	アルバートルッター管絃楽団	10	1	T							
B-17 17	ヨハン シユトラウス	恋の歌	クラウス指揮 ウイン フィルハーモニック管絃楽団	12	1	V							
B-17 18		ミトロンの花咲く園	フィドラー指揮 ホストンポッフス管絃団	12	1	V							
B-17 19		ヨハンシユト ラウスワルツ集	ウインナ ホム管絃団	10	1	C							
B-17 20		碧きドナウの流氷	セール指揮 ウイン フィルハーモニック管絃団	12	1	V							

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	冊	枚数	社名
B-16-21 123	ベートーヴェン	第八番 八長調	トスカニーニ指揮 NBC交響楽団	12	3	V
B-16-22 129	"	第九番 二短調合唱	オイケンヨッフム指揮 ハンブルグ交響楽団	12	9	T
B-16-23 127	スズキ	"	オスカーフリード指揮 マリン音楽劇場管弦団	12	6	P
B-16-24 123	モーツァルト	第八番 木管楽	ワルター指揮 ウインフィルハーモニック管弦団	12	3	C
B-16-25 128	"	"	ウッド指揮 ニューオーネズホール管弦団	12	3	C
B-16-26 123	"	"	ワルター指揮 ウインフィルハーモニック管弦団	12	3	C
B-16-27 123	"	"	クライバー指揮 マリンフィルハーモニック管弦団	12	3	T
B-16-28 123	メンデルスゾーン	第四番 長調 伊太利	クセヴィツキー指揮 ボストン交響楽団	12	3	V
B-16-29 123	"	"	"	12	3	V
B-16-30 123	シューマン	第四番 二短調	ワルター指揮 交響楽団	12	3	C
B-16-31 2-5	ブラームス	第一番 八短調	ワルター指揮 ウインフィルハーモニック管弦団	12	4	C
B-16-32 120	マーラー	第九番	"	12	10	C
B-16-33 120	マーラー	第九番	"	12	10	C
B-16-34 123	ダンディー	フランス人の歌謡に よる交響曲 一長調	マルグレットロウ(ピアノ) ホルバレー指揮 コンセルコロンヌ管弦団	12	3	C
B-16-35 123	ダンディー	"	"	12	3	C
B-16-36 126	4マコフスキー	第六番 短調 悲愴	フルトマン指揮 マリンフィルハーモニック管弦団	12	6	C
B-16-37 123	ハイドン	第九十四番 長調 驚愕	イツセルシュテット指揮 マリンフィルハーモニック管弦団	12	3	T
B-16-38 125	ドヴォルザーク	第五番 新世界	スコフスキー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	5	V
B-16-39 123	ラロ	西班牙交響曲 二短調	フーベルマン(ヴァイオリン) セル指揮 ウインフィルハーモニック管弦団	12	3	C
B-16-40 124	ハイドン	第一百番 二長調 時計	トスカニーニ指揮 ニューオーネズ フィルハーモニック管弦団	12	4	V

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	冊	枚数	社名
B-16-1 125	ブラームス	第一番 八短調	ヨッフム指揮 マリン フィルハーモニック管弦団	12	5	T
B-16-2 125	"	第二番 二長調	メンケルベルク指揮 アムステルダム コンチエルトケホー	12	5	T
B-16-3 125	"	第三番 一長調	ヨッフム指揮 ハンブルグ 国立歌劇場付フィルハーモニー	12	4	T
B-16-4 125	"	第四番 木短調	メンケルベルク指揮 アムステルダム コンチエルトケホー	12	5	T
B-16-5 125	ブラームス シベリウス	第四番 木短調 はろの乙女	クセヴィツキー指揮 ボストン交響楽団	12	5	V
B-16-6 125	チャイコフスキー	第五番 木短調	ロヂンスキー指揮 クリフランド管弦団	12	5	C
B-16-7 125	"	"	スコフスキー指揮 フィラデルフィア交響楽団	12	6	V
B-16-8 125	チャイコフスキー モーツァルト	第四番 八短調 ロロムンテ舞踏音楽	クセヴィツキー指揮 ボストン交響楽団	12	4	V
B-16-9 125	ハイドン	現真交響曲	ワインケルター指揮 シンフォニーオーケストラ	12	1	C
B-16-10 125	ブラームス	第二番 二長調	ヒューム指揮 ロンドン フィルハーモニック管弦団	12	5	C
B-16-11 125	"	第三番 一長調	ワルター指揮 ウイン フィルハーモニック管弦団	12	4	C
B-16-12 125	ドヴォルザーク	第五番 新世界	オルマンディー指揮 フィラデルフィア 交響楽団	12	5	C

その他の重奏

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社名
B-15 1-1 1-2	エルガー	導入部とアレグロ 絃楽四部と管絃楽の爲に	インターナショナル絃楽四重奏団 バルビロリ指揮 NCS室内管絃楽団	12	2	N
B-15 1-1 1-2	ラヴェル	導入部とアレグロ	ハーブと絃楽四重奏 フルート クラリネット	12	2	C
B-15 1-3 1-8	バッハ	音楽の樺木	ハーブとフルート フルート クラリネット ホルン トランペット バイオリン ヴィオラ オボエ フルート	12	6	V

1267 10

管 曲

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社名
15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100	モーツァルト	第百零五番 時計 真夏の夜の夢 スタルツォ	トスカニーニ指揮 ニューヨーク フィルハーモニック管絃団	12	4	V
	モーツァルト	第九十六番 二長調	ワルター指揮 ウインフィルハーモニック管絃団	12	3	C
	モーツァルト	第三十九番 舞 第三楽章 ヌヴェット	クライバー指揮 ベルリン国立劇場管絃楽	12	1	V
	モーツァルト	第四十一番 ジュピター	ワルター指揮 ウインフィルハーモニック管絃団	12	4	C
	モーツァルト	第四十一番 芸術家の生涯	"	12	4	C
	ベートーヴェン	第一番 ハ長調	メンデルベルク指揮 コンチエルトケホー管絃団	12	3	T
	ベートーヴェン	第一番 ハ長調	ワインゲルトナー指揮 ウインフィルハーモニック管絃団	12	3(1)	C
	ベートーヴェン	第二番 二長調	ワインゲルトナー指揮 ロンドン交響楽団	12	4	C
	"	第三番 変ホ調 英雄	ワルター指揮 ニューヨーク フィルハーモニック管絃団	12	6	C
	"	第四番 変ロ長調	トスカニーニ指揮 NBC交響楽団	12	4	V
	"	"	"	12	4	V
	3本 ベートーヴェン	第五番 八長調 運命	メンデルベルク指揮 コンチエルトケホー管絃団	12	3	T
	"	"	"	12	4	T
	"	"	トスカニーニ指揮 NBC交響楽団	12	4	V
	"	"	"	12	4	V
	"	第六番 ハ長調 田園	ワルター指揮 ウイン フィルハーモニック管絃団	12	5	C
	1本 "	"	ワインゲルトナー指揮 フィルハーモニック管絃団	12	4	C
	"	第七番 イ長調	クナペルツシュ指揮 ベルリン 国立劇場管絃団	12	5	O
	"	第八番 ハ長調	ワインゲルトナー指揮 ウイン フィルハーモニック管絃団	12	3	C
	"	"	ワルター指揮 ニューヨーク フィルハーモニック管絃団	12	3	C

1267 64

四重奏

曲番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社名
B-12 1-2	ハイドン	二長調 OP64の5(雲雀)	レナー絃楽四重奏団	12	2	
B-12 2	ハイドン	二長調OP66の5	レナー "	12	3	
B-12 3	ハイドン	セレナーテ ハ長調OP30の5	フョロアルテ "	12	1	
B-12 4	ハイドン	"	フョロアルテ "	12	1	
B-12 5	ベートーヴェン	ハ長調OP18の5	カルベ "	12	3	
B-12 6	ベートーヴェン	ハ長調OP135	ブツシュ "	12	4	
B-12 7	シューベルト	第六番ニ短調 (死と少女)	カペー "	12	4	
B-12 8	ドヴォルザーク	ドムク(エレジー) 絃楽四重奏曲ハ長調ニリ0751	レナー "	12	1	
B-12 9	ベルク	抒情短曲	Calixtis "	12	1	
B-12 10	ホーション編 ホーション	黒人霊歌 アイルランドの子守唄	フロンザリヤ "	12	1	
B-12 11	ラヴェル	四重奏曲ハ長調	カペー "	12	4	
B-12 12	ドヴォルザーク	四重奏曲 ハ長調(アメリカン)	レナー "	12	3	
B-12 13	チャコフスキー	マンダントカタンタビレ	レナー "	12	1	
B-12 14	スヴェ モーツァルト	オーボエと絃楽の爲め 四重奏曲ハ長調	グーゼン(オーボエ)レナー(ヴァイオリン) ロス(ヴァイオリン)ハートマン(チェロ)	12	1	

四重奏

曲番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社名
B-12 15	シューベルト	五重奏曲 ハ長調OP114(鐘)	ロフノ シューベルト ヴァイオリン グライツァク(ヴァイオリン) + エロ マス バス ホフター	12	5	✓
B-12 16	モーツァルト	絃楽五重奏曲 小交響	フョロアルテ絃楽四重奏 団とホフター	12	2	✓
B-12 17	ベートーヴェン	五重奏曲ハ長調OP29	レナー絃楽四重奏と フョロムローズ	12	4	C
B-12 18	シューマン チャドウィック	ロマン五重奏曲ハ長調 絃楽四重奏曲木管第二楽章	サンロマンのフョロムローズ 絃楽四重奏団 カリック絃楽四重奏団	12	4	✓

二重奏

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社名	番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社名
B-10.1 1-1 122	モーツァルト	ヴァイオリンとヴィオラの爲の 二重奏曲 長調	ゴルトベルグ ヒンデミット	12	2	C	10.1 1-1 122	モーツァルト	ソナタ 長調	フツシユ ゼルキン	12	2	✓
							10.1 1-2 122	ヴェラチーニ	ソナタ 短調	テイボー ヤノボウロ	12	1	✓
							10.1 2-1 122	シューマン	ソナタ 短調	フツシユ ゼルキン	12	2	✓
							10.1 2-2 122	ヴェラチーニ	ソナタ 短調	テイボー ヤノボウロ	12	1	✓
							10.1 2-3 122	モーツァルト	ソナタ 長調	ゴルトベルグ クラウス	12	2	C
							10.1 2-4 122	ベートーヴェン	ソナタ第二番 長調	" "	12	2	C
							10.1 3-1 122	モーツァルト	ソナタ 長調	フツシユ ゼルキン	12	2	✓
							10.1 3-2 122	ベートーヴェン	ソナタ第九番 長調 (クワイテルソナタ)	テイボー コルトー	12	4	✓
							10.1 3-3 122	ベートーヴェン	"	サモンズ モード	12	3	C
							10.1 3-4 122	ベートーヴェン	ソナタト調 アレグロウヴァチエ	シゲツテイ	10	1	C
							10.1 4-1 122	ハッセル ヘンデル	無伴奏奏鳴曲第六番 新リ(テデウムより)	メニユーイン	12	3	✓
							10.1 4-2 122	ヴェラチーニ	奏鳴曲 短調	テイボー	12	1	✓
							10.1 4-3 122	フォーテ ベートーヴェン	ソナタ第三番 短調 アレグロウヴァチエ (ソナタ第八番より)	メニユーイン Hメニユーイン	12	2	✓
							10.1 4-4 122	フォーレ	ソナタ 長調	テイボー コルトー	12	1	✓
							10.1 5-1 122	ハッセル	無伴奏ソナタ 第四番 短調	メニユーイン	12	3	✓
							10.1 5-2 122	ハッセル	無伴奏ソナタ第一番	メニユーイン	12	2	✓

ヴァイオリン ソナタ

撥弦楽番

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名
B-7 1	武井守成	初秋の唄 豊年	武井守成指揮武井楽団	10	1	✓
B-7 2	武井守成	去り行く秋 踊初花	"	10	1	✓
B-7 3	武井守成	衆人の町角 雨のコスモス	"	10	1	✓
B-7 4	バツハ	フ・レリユード ク・ラント	セゴビア	10	1	✓
B-7 5	ホ・ン・ス	マスルカ 小さなウ・アルス	"	10	1	✓
B-7 6	トローバ	ノークターン アマンダシギリオ	"	10	1	✓
B-7 7	メンデルスゾーン チヂスコ	カンツオネッタ ヴァイオ・エ・チェロ・ゴ	"	12	1	✓
B-7 8	メンデルスゾーン チヂスコ	"	"	12	1	✓
B-7 9	メンデルスゾーン チヂスコ	"	"	12	1	✓

吹奏楽番

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名
B-7 1	モーツァルト	小夜曲 木炭と絃楽合奏	平岡養一 M.クルツ指揮 東京交響楽団	12	2	✓
B-7 2	エネスコ 平岡養一編	ル・マニヤ狂詩曲第一巻	平岡養一	12	1	✓
B-7 3	ミンヤム ピエルネ	アメリカ巡邏兵 鎧の兵隊	クリューケル リーガルオーケストラ	10	1	✓
B-7 4	クルトフ マルダシユ	セウイラの踊子 モンテューク	平岡養一	10	1	✓
B-7 5	クルトフ ドップラー	セウイラの踊子 エルサア	クルーガー	10	1	P

鍵盤楽器

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社
B-4 1		クリスマス幻想曲	アンドリュース	10	1	
B-4 2	ハイドン	アリアと変奏曲	クルベンホール	10	1	
B-4 3	バッハ マイマーマア	フーガ短調 歌劇「手鏡」幕間式行進曲	シユバイツァー ギヤルトレヒュアリオン吹奏楽団	12	1	
B-4 4	バッハ メンデルスゾーン	聖歌 アンダンテ	エドワードコンメット	10	1	
B-4 5	バッハ	フランス組曲第六巻	ランドフスカ	12	1	
B-4 6	バッハ	"	"	12	1	
B-4 7	バッハ	"	"	12	1	
B-4 8	バッハ	"	"	12	1	
B-4 9	グクイン リュエリー	悲愴しき夢 シマコンスワルツ	ランドフスカ	12	1	
B-4 10 126	バッハ	ゴールドベルク変奏曲	"	12	6	
B-4 11 122	ラモーン モーツァルト クープラン	ロンド風のチーク メヌエットサルツブルグメヌエット パントマイム 鍵盤のキエソット	エターハイリツヒ シユナイター	12	2	

楽器

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社
B-4 1	グルック ヘンデル	トゲチオとアレグロ	モイース オボエハープ シヨードキエロ	12	1	C
B-4 2	ビゼー	アルルの女 メヌエット	モイーズ	10	1	V
B-4 3	4エニン ビゼー	ヴェニスの謝肉祭 アルルの女メヌエット	"	10	1	V
B-4 4	ドツアラ 4エニン	ハンカリー田園幻想曲 ナホリニズルほろめ奏曲付幻想曲	"	10	1	C
B-4 5	1欠 モーツァルト	フリート変奏曲ニ長調	モイーズ ゴッホ指揮オーストラリア	12	1	V
B-4 6	バルロン ドーマ	晴る小鳥 ピッコロの鳥め 秋 西庭ポルカ	ホマネ クールタード ラビティール 演奏者不明	10	1	V
B-4 7	バルロン ドーマ	"	"	10	1	V

ピアノ ソナタ

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社名	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社名
B-3E 1 1-2	ベートーヴェン	ソナタ 低調 OP28 OP101	ギーゼキング	12	2	C	ベートーヴェン	ソナタ嬰ハ短調(月光)	パチレフスキー	12	2	V
B-3E 2 1-2	ベートーヴェン	ソナタハ短調(悲愴)	フィッシャー	12	2	V	ベートーヴェン	ソナタ嬰ハ短調(月光)	ルトルフ・セルキン	12	2	C
B-3E 3 1-2	ベートーヴェン	ソナタ嬰ハ短調(月光)	パチレフスキー	12	2	V	ベートーヴェン	"	ホロヴィッツ	12	2	V
B-3E 4 1-2	ベートーヴェン リスト	ソナタ嬰ハ短調(月光) 演奏会用練習曲第2巻調	ペトリ	12	2	C	ベートーヴェン	ソナタ変イ長調 OP110	フィッシャー	12	2	V
B-3E 5 1-2	モーツァルト	ソナタ変ロ長調 K570	ギーゼキング	12	2	C	モーツァルト	ソナタロ短調 OP58	フライロフスキー	12	1	V
B-3E 6 1-2	ベートーヴェン	ソナタ変イ長調 OP110	フィッシャー	12	2	V	モーツァルト	ソナタ変ロ長調	ギーゼキング	12	2	C
B-3E 7 1-2	ベートーヴェン	"	"	12	2	V	ベートーヴェン ドビュッシー	ソナタニ短調イ長調 (暮送行運舟) 金魚の糸	"	12	3	C
B-3E 8 1-4	ベートーヴェン	ソナタ変ホ長調 OP7	シュナーベル	12	4	V	モーツァルト	ソナタハ短調 K457	"	12	2	C
B-3E 9 1-3	ベートーヴェン	ソナタ 低調 OP3101	"	12	3	V						
B-3E 10 1-2	ベートーヴェン	ソナタハ短調(悲愴)	フィッシャー	12	2	V						
B-3E 11 1-2	ベートーヴェン	ソナタホ短調(告別)	バックハウス	12	2	V						
B-3E 12 1-2	ベートーヴェン	ソナタ嬰ハ短調 OP78 第一楽章	シュナーベル	12	2	V						
B-3E 13 1-2	ベートーヴェン	ソナタ嬰ハ短調第2巻第2章 ソナタホ短調 OP70	"	12	2	V						
B-3E 14 1-3	ベートーヴェン	ソナタハ短調 OP111 第一第二楽章	"	12	3	V						
B-3E 15 1-4	ベートーヴェン	ソナタハ短調第2巻第2章 ソナタ短調 OP90の最終面	"	12	4	V						
B-3E 16 1-1	ベートーヴェン	ソナタ長調(大公) OP79	"	12	1	V						
B-3E 17 1-2	ベートーヴェン	ソナタハ短調 OP1001	"	12	2	V						
B-3E 18 1-3	ベートーヴェン	ソナタ長調 OP1003	"	12	3	V						
B-3E 19 1-2	モーツァルト	ソナタ長調 K377	ゴールドベルグ	12	1	C						
B-3E 20 1-3	ベートーヴェン	ソナタ第五巻ハ短調(悲愴)	"	12	3	C						

ピアノ ソロ

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社
B-31 1	ムテルスゾーン	無言歌 時の歌 ベニ 倫 橋 正 義 夫	フリードマン	10	1	C
B-31 2	シューマン モーツァルト	トロイメライ トロコマーナ	安川加寿子	10	1	V
B-31 3	デブアリア	恐怖の踊り 火祭の踊り	ルービンシュタイン	10	1	V
B-31 4	アルベニス	ゴルドバOP232	ホセ、イトルセ	12	1	V
B-31 5	リスト ルビンシュタイン	ラ、カンパネラ スタツカート練習曲	レフイツキイ	12	1	V
B-31 6	パツハ	幻想曲と遊歩曲 1 短調	フイツシマー	12	1	V
B-31 7	パツハ	"	"	12	1	V
B-31 8	ベートーヴェン	バガテル第七番第五曲 エリセの為に	シエナーベル	12	1	V
B-31 9	ヘンデル	二組曲組曲	フイツシマー	12	1	V
B-31 10	ヘンデル	"	"	12	1	V
B-31 11	ベートーヴェン	ディアリワルツによる 三十三の演奏曲	シエナーベル	12	4	V
B-31 12	古岡祐而 モーツァルト	いやさの トルコ行進曲	レオニードクロイツ 日管絃団	10	1	C
B-31 13	シヨパン	ワルツ 嬰ハ短調 夜想曲 次ホ長調	コルトー	12	1	V
B-31 14	ポデレフスキー シヨパン	メヌエット 長調 OP140 夜想曲 嬰ハ長調	ポデレフスキー	12	1	V
B-31 15	リスト	ハンガリー狂詩曲第二番	コルトー	12	1	V
B-31 16	ウェーバー	舞踏への勧誘	"	12	1	V
B-31 17	シューマン	謝肉祭組曲	"	12	3	V
B-31 18	フアリア マスカーニ	火祭りの踊り 歌劇「カバレリア」ルスタ カーナ」間奏曲	ルービンシュタイン アイトラー指揮 ホストボッフス管絃団	10	1	V
B-31 19	シヨパン	シヨパンワルツ集	コルトー	12	3	V
B-31 20	シヨパン チャイコフスキー	ポロネズ 1 長調 セレナーデ ワルツ	ルービンシュタイン クセウツキイ指揮 ホストボッフス管絃団	12	1	V

1917
2121

番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名
B-31 21	チャイコフスキー ラフマニノフ	三頭立の橋 WRのホルカ	ラフマニノフ	12	1	V
B-31 22	シヨパン	スケルツォ 第四番 長調	ホロウイツ	12	1	V
B-31 23	シヨパン	マツルカ 嬰ハ短調 " 次 1 長調	ラザールレヴィ	12	1	V
B-31 24	シヨパン	バラード 集合四曲	ロヤールカサドジユ	12	4	C
B-31 25	トシュツシ シヨパン	水の反映「映像」エリ 前奏曲 次 1 長調	ポデレフスキー	12	1	V
B-31 26	ドビュツシ	前奏曲集 第一輯	コルトー	12	1	V
B-31 27	フランク ドビュツシ	田園舞曲 トッカータ 練習曲 第十一番	ホロウイツ	12	1	V
B-31 28	シヨパン アルベニス	エチュード 1 長調 スペインのセレナーデ	ホロウイツ ウニコス	10	1	V
B-31 29	シヨパン	四時半 嬰ハ短調 夜想曲 次ホ長調	コルトー	12	1	V
B-31 30	シヨパン	華麗なる四時半 長調 三つのエッセー	フライロフスキー	12	1	V
B-31 31	リスト	水上を歩む 聖フランシス	コルトー	12	1	V
B-31 32	ドビュツシ	沈める寺 月夜の露台	ゴープラント	12	1	V
B-31 33	ベートーヴェン リスト	エリセの為に ラコツツイ行進曲	ギーゼキング ソロモン	12	1	C
B-31 34	ハイドン	アンダンテと変奏曲	バラ	12	1	V

チエロソロ

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社名	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社名
B-2 1	ホッパ クラナドス	ヒト スペイン舞曲	カサルス	10	1	✓	バツハ ナルティニ	アリオーソ ラルゲット 1長調	カサド	12	1	A
B-2 2	ウェーバー フランツ	アダチヲヒロンド ラルゴ-ヒウウオ	ヒアテイゴルスキー	12	1	✓	ヒセー ホッパ	Tダチエツト(アルルカ) タランテラOP33	スキヤ	12	1	C
B-2 3	バツハ	前奏曲ハ短調	カサルス	12	1	✓	フルツフ バツハ	コルニドライ 前奏曲	カサルス	12	2	V
B-2 4	バツハ	ク	カサルス	12	1	✓	フルツフ	コルニドライ	ボッタームンド	12	1	A
B-2 5	ウェーバー フランツ	アダチヲヒロンド ラルゴ-ヒウウオ	ヒアテイゴルスキー	12	1	✓	テッサリーニ ホランヂャ	ソナタハ調 夜想曲	ヒアテイゴルスキー	12	1	V
B-2 6	モーツァルト ハイドン	ラルゲット メヌエツトとヴァレシオン	カサルス ヒアテイゴルスキー	12	1	✓	サンサン	白鳥	モーリスマレーシヤル マルセルモイヌ(アリオー)	10	1	C
B-2 7	フルツフ バツハ	コルニドライ 前奏曲組曲第三番	カサルス	12	2	✓	ハイドン インデルズン	メヌエツト 無言歌ニ長調	カサルス	12	1	V
B-2 8	タルティニ カサド	夜想曲 親愛のことば	カサド	12	1	✓	フルツフ	コルニドライ	カサド	12	1	C
B-2 9	バツハ	組曲五巻 前奏曲ハ短調	カサド	12	1	✓		珠辺の唄 荒城の月	モーリスマレーシヤル	10	1	O
B-2 10	バツハ	サラバント組曲第六番ニ長調より チーク組曲第六番ニ長調より	カサド	12	1	✓	バツハ	アダチヲヒロンド ゴエスガス向奏曲	カサルス	12	1	V
B-2 11	インデルズン ハイドン	無言歌ニ調 メヌエツト	カサド	12	1	✓	バツハ	アリヤ 甘き死よ来ル	カサド	12	1	V
B-2 12	クラナドス バツハ	ゴエスガス向奏曲	カサド	12	1	✓	バツハ	カサド	カサド	12	1	V
B-2 13	ゾーマン サンサン	トロイメライ 白鳥	フオイヤーマン	12	1	C	バツハ	ミエツト 羨望の夕	カサド	10	1	V
B-2 14	バツハ フルツフ	前奏曲 コルニドライ	カサルス	12	1	✓	フルツフ バツハ	コルニドライ 前奏曲 (組曲第三番ハ長調より)	カサド	12	2	V
B-2 15	シユーマン	ファンタスティック	ヒアテイゴルスキー	12	1	C		セフのスペイン 民謡曲より	マレーシヤル	12	1	C
B-2 16	バツハ	前奏曲ハ短調	カサルス	12	1	✓	バツハ	組曲第一番ト長調	カサルス	12	3	V
B-2 17	シヨパン	華麗なるホロホース	フオイヤーマン	12	1	✓	バツハ	組曲第六番ニ長調	カサド	12	4	V
B-2 18	バツハ ホッパ	歌調アリヤ組曲第三番 ニ長調より カホッド	カサド	12	1	V						
B-2 19	バツハ	サラバント組曲第六番ニ長調より チーク	カサド	12	1	V						
B-2 20	フルツフ シユーマン	メロデー 喜こぞの夕	ハンスボッタームンド	12	1	A						

整理番号	作曲家名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名	作曲家名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名
B-1-21	ベートーヴェン	トルコマーチ	メニユーイン	10	1	✓	バツハ	G線上のアリア	フーベルマン	12	1	C
B-1-22	モーツァルト	ロンド その一 ロンド その二	ハイナリン テイボー	10	1	✓	テフラーヌ ナツシエ編 アルベニス	導入曲-アグチオ マラゲーニヤ	テイボー	12	1	✓
B-1-23	チャイコフスキー	展覧会小夜曲	エルマン	12	1	✓	ベートーヴェン	ロマンス長調	兼本真理	12	1	✓
B-1-24	サンサーンス	導入部と ロンドカプリチオン	ハイフェッツ	12	1	✓	ベートーヴェン	ロマンス短調	"	12	1	✓
B-1-25	クラナドス テイボー クライスラー編	スペイン舞曲第一番 第五番	テイボー	12	1	✓	ショーベルト	ロンド 短調	メニユーイン	12	2	✓
B-1-26	ウイニウスキー	モスコの想ひ出	メニユーイン	12	1	✓	ショーベルト ウイニウスキー	アフェ. マリア スケルツォ・ダランデル	"	12	1	✓
B-1-27	サンサーンス	ハバネラ	ハイフェッツ	12	1	✓	ウイニウスキー ショーベルト	華麗なるボロネーズ 即興曲	ハイフェッツ	12	1	✓
B-1-28	バカニーニ	カプリース	シゲツテイ	12	1	C	クライスラー	夜の歌 の悲しみ	クライスラー	12	1	V
B-1-29	アクロン サラサーテ	ヘブライの旋律 サパテアード	ハイフェッツ	12	1	✓	アロツホ	ニグン	メニユーイン	12	1	✓
B-1-30	クライスラー	スーヴェニール 故郷の人々	コールラムソン	10	1	✓	ショーベルト アウリン	アフェ. マリア 即興曲	ナンバリスト	12	1	C
B-1-31	バツハ シューマン	G線上のアリア トロイメライ	モギレフスキー	10	1	✓	サンサーンス	ハバネラ	ハイフェッツ	12	1	V
B-1-32	バツハ	無伴奏パルティータ第三番	メニユーイン	12	3	✓	"	序奏部と狂想的な舞曲	"	12	1	✓
B-1-33	ウイニウスキー	古謡曲	"	12	1	✓	ドヴォルザーク ミロー	スラブ舞曲第一番 短調	シゲツテイ	12	1	C
B-1-34	バツハ マックスレーガ	G線上のアリア マリアの子守歌	ベツシイ	10	1	✓						
B-1-35	バカニーニ	カプリス	ハイフェッツ	12	1	✓						
B-1-36	ラフ トセリ	カヴァチーナ セレナータ	ワイズマン	10	1	✓						
B-1-37	ゴッダート フレトルパー	シヨスランの子守歌 美しのガルトツベルタ	ホーランガマー	10	1	T						
B-1-38	サーサーテ	ネゴイネルワイゼン	エルマン	12	1	✓						
B-1-39	ドゼッリ フアリヤ	セレナード ホータ	シユメー フレツシユ	10	1	✓						
B-1-40	フリムル フアリヤ	インディアンの夜の歌 スペイン舞曲	クライスラー メニユーイン	10	1	✓						

1001 124
9 12

13

歌 劇

管理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名
A-9 1-3	ワーグナー	ワーグナー楽劇名唱集	トルホルク(アルト) カール・ライデル指揮 RCAビクター交響楽団演奏	12	3	V
A-9 1-3	ヴェルデル	歌劇「椿姫」	藤原政利団 藤原政利団合唱部 東京交響楽団マフレッツ・グリツ指揮	12	3	V
A-9 1-5	6々 ヴェルディ	「椿姫」若少歌劇	アン・ロツナ(ソプラノ)・クリアー (テノール)・ハイノ指揮 ミラノ交響楽団及合唱団	12	5	V
A-9 1-8	ベルリオーズ	歌劇「ファウストの却罪」	パシエラ(ソプラノ)・シロ・ド・クレ エリ・エ・バルトン(ソプラノ)・モルチエ ゴッホ指揮・コンセルヴァトワール管弦団	12	8	V
A-9 1-3	ヴェルディ	歌劇「アイダ」抜萃	ルシエラ(ソプラノ)・シロ・ド・クレ ケイト・レク・ス・ス・イアー・指揮 ミラノ交響楽団合唱部・ミラノ交響楽団 ロレンツォ・モラヨリ指揮 ミラノ交響楽団	12	3	C

ピアノソロ

管理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名
	サラサーテ	4ゴイネルワイゼン	サラサーテ	10	1	V
	ウイニウスキー	古 舞 曲	メニユーイン	12	1	V
	マスネー クライスラー	タイヌメテ・イ・シヨ 支那の天鼓	クライスラー	12	1	V
	バージーニ ウイニウスキー	妖精の踊り スケツオ・グランセラ	ハイフエツツ	12	1	V
	デ・ファリア	スペインの舞曲	メネデッティ	12	1	C
	アロツホ	ニ グ ン	メニユーイン	12	1	V
	アロツホ	"	"	12	1	V
	ラ フ	カヴァティナー	エルマン	12	1	V
	サラサーテ	4ゴイネルワイゼン	ハイフエツツ	12	1	V
	サラサーテ	4ゴイネルワイゼン	クーベリツク	12	1	C
	サラサーテ	4ゴイネルワイゼン	エルマシ	12	1	V
	ボスグ ヨシトモ	野 芭 拉 日本の提灯行列(ビヤホン)	オーデンベルグ ヘルタラムフ	10	1	T
	コレルリ	フォリア・舞曲	エネスコ	12	1	C
	コレルリ	ラ・フォリア	メニユーイン	12	1	V
	パツツイニ クラナドス	妖精の踊り スペイン舞曲	ハイフエツツ メニユーイン	12	1	V
	クライスラー	カプリス ベニス コレルリの主題に依る舞曲	ブリンダー	12	1	C
	ヴァイリイ	シマコンヌ	テイボー	12	1	V
	ワーグナー メンデルスゾール	恩賞の歌 ピアノソロ抜萃	イサ・イ・エ	12	1	C
	マスネー	エレガ タイヌメテ・イ・シヨ	サモンズ	12	1	C
	アラームス	ハンガリア舞曲	スピワコウスキー	10	1	C

合唱

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社名
A-7 124		世界民族楽		10	4	
A-7 125	シューマン メンデルスゾーン	流波の民 三つの民族曲	ベルリン国立歌劇場合唱団	12	1	
A-7 126	トケルガク フィッシャー編 ミヒルトン	家路(新世界ワルゴエリ) 南へ(アマリカンスケツチエリ)	シルクレット指揮 エグアレディ、アウダール、アウダール合唱団	12	1	
A-7 127		ナターシャ (映画モスコの夜より) ソニヤ()	ゴメチイアンハーモニスト	10	1	
A-7 128	ケエルデイ ヘンデル	歌劇「リゴレット」四重唱 賞をもらえて来るを見き	カリ、クルチ(ソプラノ)ホーマ(アルト) チーリ(テノール)バルカ(バリトン) ベルリンフィルハーモニー合唱団	12	1	
A-7 129	ウエーバー シヨパン	狩人の合唱(男声合唱) 小木のワルツ(ピアノ独奏) 前奏曲(長調) ()	ベルリン国立歌劇場合唱団	10	1	
A-7 130	ドニゼッティ ケエルデイ	ラムソルム-アのルチア四重唱 リゴレット	カリ、クルチ、チーリ、ボンツァ ホーマ、チルカ、パーダ	12	1	
A-7 131	ヒゼー	斗牛士の歌 また、行くのは誰	テリ(ソプラノ)アヂス(ソプラノ) ベルテレ(テナー)フランナ(バリトン) カシ合唱団モリイ指揮合唱団	12	1	
A-7 132	ワグナー	歌劇 「さまよえるオランダ人」より	ベルリン 国立歌劇場合唱団	12	1	
A-7 133	下総院一	茶景色(三節合唱) 茶打歌(オーケストラ)	ゴロンビア児童合唱団 ゴロンビア管弦団	10	1	
A-7 134	フオスター	お嬢しかつを御主人様 オールドフォークスアットホム	シルクレット指揮 ムヒクテ、カロン、クルーフ	12	1	
A-7 135	マーラー	大地の歌	トルホルク(アルト)カールマン(テナー) アルナ、ワルター指揮 ウーテンフィルハーモニックオーケストラ	12	7	
A-7 136	ヘンデル メンデルスゾーン	賞をもらえて来るを見き (ユグス、マオホ、イタリ) アウエ、マリア(ローレライ)	ベルリン フィルハーモニー合唱団	12	1	
A-7 137	ヘンデル メンデルスゾーン			12	1	
A-7 138	マーラー	大地の歌	ワルター指揮ウーテンフィルハーモニー ケルスタ、トルホルク(アルト) カールマン(テナー)	12	7	
A-7 139	ランバート	合唱、管弦楽及びピアノ の「カリス、グランデ」	コンスタント、ランバート指揮 ハルレ管弦楽団、バディ(ピアノ) ホリト、ハット(アルト)電ミカエル合唱団	12	2	

合唱(基督教音楽)

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	吋	枚数	社名
A-7 140	マルクンルテ	東路はカカ代方へ 神は山かやくら	ベルリンシンガアカデミー合唱団 ベルリンフィルハーモニック管弦楽団	12	1	T
A-7 141	グレバー ヘンデル	聖夜 ラルゴ(オルガ、ソロ)	トリニティ教会聖歌隊 クラブオーブ	10	1	V
A-7 142	バツハ	如く栄光ある 感謝に満ちて	シンガアカデミー合唱団	12	1	V
A-7 143	シユトラウス	北風の合唱(カク、アホリ) スペイン聖歌()	アンコフリン、ベルリン合唱団 エルンスト、ハウケー指揮	12	1	V
A-7 144	デ、フレ	大聖復興期聖合唱曲集 愛の日の御体 天の主権	サムソン指揮 アイジヨン大加監聖歌隊	12	1	V
A-7 145	ジヨアオン四重 アイヒンガ	大聖復興期聖合唱曲集 信す、キリスト アベルは同様に		12	1	V
A-7 146	エ、バ	ミサ、ソレムニス	アルノ、キツテル指揮 合唱団とシンフォニーオーケストラ	12	9	P
A-7 147	ベート、ヴェン			12	11	P
A-7 148	ケエルデイ	鎮魂弥撒曲	カリ、クルチ(ソプラノ)スチニヤ(アルト) チーリ(テノール)ボンツァ(バス)セア、ア、指揮 ローマ国立歌劇場合唱団	12	9	V

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数
A-5-1	ハンティールイスマンク	セントルイスフルース 主よかくも長き世を	ヒング、クロスビー	12	1
A-5-2	デュバルク	前 世 教への誘い	ハンゼラ	12	1
A-5-3	デュバルク	夜 と 鐘 ファイティレ	ハンゼラ	12	1
A-5-4	フジョウオルフ	国 さ す う い	オール、シュミット	10	1
A-5-5	デュバルク シヨソソ	悲 し き 歌 リラの花咲く時	ハンゼラ	12	1
A-5-6	ハンティールイスマンク	セントルイスフルース 主よかくも長き世を	ヒング、クロスビー	12	1
A-5-7	フオスター	フオスター名歌集	ネルソンエティ	12	4
A-5-8		ゆ か 影 徳 心 家	中山 惺一	12	1
A-5-9		近代フランス歌曲集	ピエール、ヘルナツフ	12	6
A-5-10	シュベルト	影法師 (白鳥の歌集) 鳩の便り	ゲルハルト、ヒエツシエ	12	1

整理番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名
6	ロシア民謡 台湾民謡	ビータースキーの街へ 日月輝の挽歌	シマリアピン 日本ビクターオーケストラ	12	1	V
6	ムソルグスキー	ホルスの独白 (オマ、ホルスコトノリヨリ) ホルスの死())	シマリアピン	12	1	V
6	シュベルト	意 王 野ばら 魚 燻	アレクサンダーキアニス	12	1	C
6	シュベルト	菩提樹 海辺にて	"	12	1	C
6	ムソルグスキー シマリアピン編	ウオルガの母唄 のみの歌	シマリアピン	12	1	V
6	ルーベンシュタイン ムソルグスキー	ベルシマの恋歌 トレバツター死の歌と踊り	シマリアピン	12	1	V
6	ロシア民謡 ジューロフ	母なるウオルガ 陽気な御馳走週間 (オマ、海のカヨリ)	"	12	1	V
6	クリンカ ダルゴメジスキー	フアラフのロンド (オマ、トルスタンとヨドミラヨリ) 粉屋の歌(マ、トルスタンとヨドミラヨリ)	"	12	1	V

ソングブック

登録番号	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名	作曲者名	演奏曲名	演奏者名	時	枚数	社名
A-1/27	シューベルト	水の上にて歌へる 炭に寄す	ロッテ・レーマン	12	1		レスリー ポールエルス	修道院の鐘 ライラックの咲く頃	アルゴック バーカー	10	1	V
A-1/28	メンデル シューベルト	アリオ ソ リタニー	ラシマンガス	12	1		シューマン	女の炭と生理より	ユリア・クルフ	12	4	C
A-1/29	シューマン	"	"	12	1		シューマン	"	"	12	4	C
A-1/30	ビショッフ マリー	ホーム・スパート、ホーム ロング、ロング、アホウ	ヘレン・トラウベル	12	1		シューベルト	水に寄せて歌へる 茶を飲むグレエチエン	エレナ・ゲルハット ホーラ、ヘクナ	12	1	P
A-1/31	メスタロフ ブラスター	チリビリピン おハスサンナ	ホーリ(ソアラノ) ホカステル合唱団(合唱)	10	1		アラームス シューベルト	遠近に寄りて 罇	エレナ・ゲルハット ホーラ、ヘクナ	10	1	V
A-1/32	ベネディクト ウエルディ	ジヤシーと小鳥 ソングブック(オブラマニより)	カリ、クルナ(ソアラノ) ヒヨルリング(テナー)	10	1							
A-1/33	ワーグナー	エリザベットの祈り(オブラマニより)	フランク・スタート	12	1							
A-1/34	モーツアルト シューベルト	子守唄 はらう	ミモル・春恵	12	1							
A-1/35	シューベルト	吾提樹 み	ゲルハルト	12	1							
A-1/36	シヨパン アツチニベヤ	別れの曲 コロシベツタ	ヒトウ・サマオ	12	1							
A-1/37	シトラウス	あらしの日にセレーナ おがの恋、父の音楽	エリザベト・シューマン	12	1							
A-1/38	グリーク	歌曲集山の女	フランク・スタート	12	4	V						
A-1/39	ベートーヴェン	歌集(オブラマニより)	"	12	1	V						
A-1/40	アラカー マルティニ	天使のセレーナ 女の歌	ニノン・ヴァン	12	1	C						
A-1/41	レオンカバルロ マヌエ	鳥の歌(オブラマニより) 虎の歌(オブラマニより)	ヴァン・サマオ	12	1	C						

ピアノ

昭和二十七年十二月二十日

作曲者名	演奏曲目	演奏者名	時	枚数	社名
ドリーヴ	ベルソング(オペラマフィ)	リリーポンス	10	1	V
"	"	"	10	1	V
サデロ ゴリン	張北鹿の愛し唄 コーカスの歌(バリトン)	ダレモンテ イゴールゴリン	10	1	V
モルツァルト シューベルト	子守唄 野ばら	三宅春恵	12	1	V
ウエルディ	あゝそわ彼の人	ノレナ	12	1	V
モーツァルト ワグナー	フィカロの結婚 ワルキューレ	リリーレーマン	12	1	C
ヘンデル シューベルト	アリオーン リタニー	ラシマンカス	12	1	V
ビショッポ ビゼー	尾よぐさしきひばり カルメン斗牛士の歌	ダレモンテ ナベツト	12	1	V
シューマン	春こほづて オプフェンバックの樹	エリザベートシューマン	12	1	V
ヘンデル シューベルト	アリオーン リタニー	ラシマンカス	12	1	V
ベートーヴェン	呪はれし者(オペラマフィ)	フラグスタート	12	1	V
ワグナー ワーグナー	終き歌(オペラマフィ) 汝のために花嫁を編み (オペラマフィの射撃)	グスタルグウィツ	12	1	V
	私は君を見送きた 私は木馬	リリーポンス	10	1	V
マーラー モーツァルト	蒼苔・血を流して 子守唄	エリザベートシューマン	10	1	V
リムスキーコルコフ フョッナーニ	岬島の歌 或る晴れた日に	ニノン・ザアラン	12	1	C
カントルーフ	オーゲルニューの歌	グレイ	12	3	C
ヘンデル シューベルト	アリオーン リタニー	ラシマンカス	12	1	V
ベートーヴェン	汝を愛する者(オペラマフィ)	フラグスタート	12	1	V
ウエルディ	老臣の歌 あゝそわ彼の人	ワグネル(オペラマフィ)	12	1	V
ホヘム シューベルト	夜のはらけく 小川の子守唄	エリザベートシューマン	12	1	V

内閣官房長官 緒方竹虎



内閣総理大臣官房賞勳部長 村田 八千穂 殿

左記の者の私財寄附褒賞について別紙のとおり国家消防本部長より
申出がありましたのでせん願いたします。

記

三菱製紙株式会社 中川工場

総理府

プラノ

作曲者名	演奏曲目	演奏者名	時	枚数	社名
ドリーズ	ベルソング(オペラテアトロ)	リリーポンス	10	1	V
"	"	"	10	1	V
サテロ ゴリン	眠れぬ夜を嘆し唄 ニコラスの歌(バトン)	ダルモンテ イゴールゴリン	10	1	V
モルツァルト シューベルト	子守唄 野ばら	三宅春恵	12	1	V
カエルディ	あゝそわ代の人か	ノレナ	12	1	V
モーツァルト ワグナー	フィカロの結婚 ワルキユーレ	リリーレーマン	12	1	C
ヘンデル シューベルト	アリオーン リタニー	ラシマンカス	12	1	V
ビショッポ ビゼー	見よやがしきひばり カルメンを伴ふの歌	ダルモンテ チベント	12	1	V
シエーマン	春こぼれて まつた草 胡蝶の樹	エリザベートシエーマン	12	1	V
ヘンデル シューベルト	アリオーン リタニー	ラシマンカス	12	1	V
ベートーヴェン	呪はれし唇よ(オペラアイフィリ)	フラグスタート	12	1	V
ワグナー ワーグナー	鈴子歌(オペラさまよひのステファン) 汝のために花嫁の冠を編む (オペラ魔弾の射手より)	グスタルヴィッツ	12	1	V
	私は春を見送きた 私は木霊	リリーポンス	10	1	V
マーラー モーツァルト	警告・此を聴いて 子守唄	エリザベートシエーマン	10	1	V
ムスキ-コロコフ アツナーニ	丘底の歌 或る晴れた日に	ニノン・ヴァラン	12	1	C
カントルーボ	オーゲルニューの歌	クレイ	12	3	C
ヘンデル シューベルト	アリオーン リタニー	ラシマンカス	12	1	V
カシ	汝はかき語り(オペラアイフィリ)	フラグスタート	12	1	V
デイ	聖夜の歌 あゝそわ代の人か	カクレール(カラキエール(ギール))	12	1	V
ム バルト	夜のはじり 小川の子守唄	エリザベートシエーマン	12	1	V

昭和二十七年十二月二十日

内閣官房長官 緒方竹虎

内閣総理大臣官房賞勳部長 村田八千穂 殿

左記の者の私財寄附褒賞について別紙のとおり国家消防本部長より
申出がありましたのでせん願いたします。

記

三菱製紙株式会社 中川工場

総理府



二十七年十二月十一日

国家消防本部長 瀧野 好暁

内閣總理大臣 吉田 茂 殿

寄附者 行賞について

標記について、東京都知事が具申がありましたから御詮議の上相
當行賞を賜わりますよう御願ひ致します。

記

三菱製紙株式会社 中川工場

国家消防本部

昭和三十七年十二月十一日

国家消防本部長 瀧野 好暁



内閣総理大臣吉田茂殿

寄附者行賞について

標記について、東京都知事が具申がありましたから御詮議の上相番行賞を賜わるとう御願ひ致します。

記

三菱製紙株式会社 中川工場

国家消防本部



紙入收第 618 号
昭和 27 年 9 月 22 日

国家府院本部長 殿
滝野好曉

東京都知事 安井誠一



寄附着行賞方について上申

標記のこと、下記のとおり
公益団体に対して私財の寄附があつたから
褒章条例により褒状の授与方お取り計
らい願いたく上申します。

記

三菱製紙株式会社 中川 二陽

内閣府駐大目吉田 次郎

寄附着行賞方について

上申書に賞状を贈ることに
御願ひ致します。
懇請のこころ、東京府知事
の具申を以て承りました
こと、御留意を

三菱製紙株式会社 中川 二陽

昭和二十七年九月二十一日
国家府院本部長 殿
滝野好曉

国家府院本部長

寄附取調表

東京都

備考	現任所 東京都葛飾区新堀町五の二四〇〇	昭和二十七年七月二十日	寄附員 又付物件 価格 單位 又付所 在地籍 氏名 又付 氏名
		東京消防研究所 蒸気ポンプ 寄附 新堀町五の二四〇〇 三菱製紙株式 会社中川工場	寄附目的 東京消防研究所 研究費 寄附金員 寄附物件 寄附 寄附 寄附 寄附 寄附 寄附

右相違ないことを証明する

昭和二十七年九月二日

東京消防廳

秘書課長 銚田

昇



東京消防廳

遊藏してありますので教育資料とし何等かに役立ちますれば奉甚の至りと存じ左記の通り寄贈致し奉旨と思ひますかり何卒この微意を御諒察の上御受納賜りますようお願い願ひ致します

記

一 蒸氣唧筒 壹台

この謄本は原本と相違ないことを証明する

昭和二十七年九月二日

東京消防廳
秘書課長 鋒田 昇



受領書

一 品目 蒸氣ポンプ 一台

但し消防変遷史研究資料として

右受領いたしました

昭和二十七年七月二十日

東京消防庁
消防總監 塩谷 隆雄



三菱製紙株式会社

中川工場 殿

この謄本は原本と相違ないことを証明する

昭和二十七年九月二日

東京消防廳
秘書課長 鋒田 昇



評価額金

拾石内也

壹台

評価算定の基

実物標本としての計算による

右昭和七年八月十五日現在の時価により評価致し

昭和七年八月十八日

教務部教務課長

消防司令長 渡邊 孝次

右相違

なりことを証明する

昭和二十七年九月二日

東京

消防廳

課長 銚田 昇

東京消防廳



(文明堂納)

東京市役所

東京市役所 田 景

昭和二十七年八月十八日

右財算式の基に於て

右財算式の基に於て

昭和二十七年八月十八日

右財算式

昭和二十七年八月十八日

右財算式の基に於て

右財算式

右財算式

右財算式

東京市役所

蒸気ポンプ調書

一、型 式	三号型馬力索引式
二、機関馬力	二〇馬力
三、ポンプ型式	二気筒ピストン式
四、放水量	一分間三五〇ガロン
五、放水口数	四個
六、吸水口数	二個
七、車体全長	三、三〇米
八、車体幅員	一、五〇米
九、車体高度	二、四〇米
十、製作年月	大正二年四月

右之通りであります。

昭和二十七年八月二十日

東京市役所



東京汽防

東京都中央区日本橋蛸屋丁三丁目十番地
 合名会社 市原ポンプ諸機械製作所

合名会社
 市原町
 諸機械製作所
 印

定

款

三菱製紙株式會社

三菱製紙株式會社定款

第一章 總 則

- 第一條 當會社は三菱製紙株式會社と稱する。
- 第二條 當會社は左の業務を營むことを目的とする。
 - 一、紙及び紙料の製造販賣
 - 二、寫眞感光材料の製造販賣
 - 三、前各號に附帶關連する一切の業務
- 第三條 當會社は本店を東京都千代田區に置く。
- 第四條 當會社の公告は東京都において發行する日本經濟新聞に掲載する。

第二章 株 式

- 第五條 當會社の發行する株式の總數は九百萬株とする。

第六條 當會社の發行する額面株式の一株の金額は五十圓とする。

第七條 當會社の株主は新株引受権を有する。但し新株の發行に當り取締役會の決議によりこれを制限することができる。

取締役會はその決議を以て新株の一部につき當會社の取締役、監査役及び従業員に對し新株引受権を與えることができる。この場合の新株割當の範圍及び株數は取締役會において定める。

第八條 當會社の株式は記名式とし一株券、五株券、十株券、五十株券、百株券及び千株券の六種とする。

第九條 株式の名義書換、質權の登録又はその抹消、信託財産の表示又はその抹消、株券の再發行等に關する手續並びにその手数料その他株式の取扱に關しては別に取締役會の定めるところによる。

第十條 株主及び株式質權者又はその法定代理人はその氏名、住所及び印鑑を當會社に届け出るものとする。但し外國人は署名鑑を以て印鑑に代えることができる。

外國に居住する株主及び株式質權者又はその法定代理人は日本國內に通知を受ける場所又

は代理人を定めてこれを當會社に届け出るものとする。

前二項に定める届出事項を變更した場合も同様とする。

第十一條 株式の名義書換、質權の登録又はその抹消及び信託財産の表示又はその抹消は毎年五月一日及び十一月一日から各期定時株主總會終了の日迄これを停止する。

前項の外必要があるときは取締役會の決議により豫め公告してこれを停止することができる。

第三章 株主總會

第十二條 定時株主總會は毎年六月及び十二月にこれを招集し臨時株主總會は必要ある場合に隨時これを招集する。

第十三條 株主總會は法令に別段の定めある場合をのぞき取締役社長これを招集する。

取締役社長支障あるときは豫め取締役會の定めた順序により他の代表取締役がこれを招集する。

第十四條 株主總會の議長は取締役社長がこれに當る。

取締役社長支障ある時は豫め取締役會の定めた順序により他の代表取締役がこれに當る。
第十五條 株主又はその法定代理人は株主總會において他の出席株主に委任してその議決權を行使することができる。

第十六條 株主總會の決議は法令又は定款に別段の定めある場合を除き出席株主の議決權の過半數を以てこれを行う。

第十七條 株主總會の議事はその經過の要領及び結果を議事録に記載し議長並びに出席した取締役が記名捺印して當會社に保存する。

第四章 取締役及び取締役會

第十八條 當會社に取締役十二名以内を置く。

第十九條 取締役は株主總會において選任する。

第二十條 取締役の選任には發行済株式總數の三分の一以上に當る株式を有する株主の出席を要し累積投票によらない。

第二十一條 取締役の任期は就任後第四回の定時株主總會終了の時に満了する。

第二十二條 取締役全員を以て取締役會を組織し當會社の業務の執行を決する。

第二十三條 取締役會の招集は會日の少くとも四日前に各取締役に對し通知を發する。但し緊急の場合にはこれを短縮することができる。

第二十四條 取締役會の決議により代表取締役として取締役社長一名を選任する。ほかに代表取締役として取締役副社長及び常務取締役若干名を選任することができる。
第二十五條 代表取締役は各自會社を代表し取締役會の定めるところにより當會社の業務を執行する。

第五章 監査役

第二十六條 當會社に監査役三名以内を置く。

第二十七條 監査役は株主總會において選任する。

第二十八條 監査役の任期は就任後第二回の定時株主總會終了の時に満了する。

第六章 計 算

第二十九條 當會社の營業期は五月一日から十月三十一日に終り、十一月一日から翌年四月三十日に終

る年二期とし毎營業期末日に決算を行う。

第三十條 每營業期の株主配當金は該期末日の株主名簿に記載された最終の株主又は株式質権者に配當する。

第三十一條 株主配當金はその決議の日から三年を経過しても受領のないときは當會社はその支拂義務を免れる。

褒第 四二八五号

昭和二十八年一月三十日

厚生大臣 山縣 勝見



内閣総理大臣官房賞勳部長
賞勳局総裁

村田八千穂殿

申 牒

神奈川県知事より寄附者行賞の件について、

別紙のように上申があつたので相當行賞方の御詮議をお願いする

贈する

三十條

第二項とし給付期末日に決算を行う。

給付期末日の終止記念金は該期末日の終止名簿に記載され最終の終止又は終式給付者記

限滞のよこり土申はあつたのて時當行賞式の贈金類を

神奈川縣知事より寄附金行賞の料としこし。

申 類

賞金員録録

内閣府大府官制官制部

林田八千蘇廻

厚生大臣 山県勝見 殿

昭和二十七年十二月十六日

賞金員録録



二七秘第二六三号

昭和二十七年十二月十六日

神奈川縣知事職務代理者

副知事 矢 柴 信 雄



厚生大臣 山県勝見 殿

褒章条例による賞与方具申について

褒章条例第一条並びに第六条の規定により、貞明皇后記念救らい事業資金として私財を寄附した次のものに対し、褒状を下賜されたく関係書類を添えて上申いたします。

記

申 奈 川 系

寄附綿綱の件

一金二八六六五圓五〇銭也

右は横浜市鶴見区

鶴見区民一同

から

貞明皇后記念救癩事業募金として寄附申出がありましたが、これは綿綱寸方でもとす。昭和三十七年五月三十一日

横浜市中区日本大通

神奈川県衛生部健康課内

貞明皇后記念救癩事業募金委員会

神奈川県支部長 内山 岩太郎



No. 4723



貞明皇后記念救癩事業寄附領收證

金

18662550

上記の通り領収しました

寄附者住所

横浜市鶴見区代表

鶴見区長 殿

昭和26年9月29日

貞明皇后記念救癩事業募金委員会

神奈川県支部長

貞明皇后記念救癩事業募金委員会神奈川県支部長 坂若

右条本に相違ないことを証明す
貞明皇后記念救癩事業募金委員会神奈川県支部長

考 備	寄附受領 年 月 日		寄附目的		寄附金員 又 ハ 物件		價 格		單 價		位 勤		氏 名	
	三二、四、四		貞明皇后 記念救癩事業 業員金一		員		三九四三 三九四三 三五		三九四三 三五		(一) 現住所又ハ団体所在地		又ハ団体名	
											(二) 無有ノ罰刑			
											(二) 横浜市西区			
													横浜市西区長 及川幸雄	

三二、四、四

寄附元	半 氏 日				
寄附目的		寄附金員	附 添 單 附	(一) 站	(二) 既開、亦無
寄附金員	又 ハ 附 封				
附 添 單 附					
(一) 站					
(二) 既開、亦無					
又 ハ 附 封					
又 ハ 附 封					



寄附 附 申 込 書
一金一六九回ハ 國也

右貞明皇后記念救護事業金之趣旨之賛し寄附之申込升す。

昭和二十七年 四月 四日

任 所 横濱市西区代表
氏 名 西 田 長

貞明皇后記念救護事業募金委員会
神奈川 県 支 部 御 中

右原本に相違存のことは証明す

貞明皇后記念救護事業募金委員会神奈川縣支部 批



寄附綿綱の件

一金六九、四七圓三五銭也

右は横濱市西區

西區民一同

から

貞明皇后記念救癩事業基金より寄附申出がありましたが、これは綿綱なるものです。

昭和二十七年五月三十一日

横濱市西區日本大通

神奈川県衛生部健康課内

貞明皇后記念救癩事業基金委員長

神奈川県支部長 内山岩太郎



No. 4726



貞明皇后記念救癩事業寄附領收證

金

169,407.25

円

上記の通り領収しました

寄附者住所

横浜市西区代表

西区長

殿

昭和27年4月4日

貞明皇后記念救癩事業募金委員会

神奈川県支部長

貞明皇后記念救癩事業募金委員会神奈川県支部長

右記の通り領収しました
貞明皇后記念救癩事業募金委員会神奈川県支部長



考 備	寄附受領 年 月 日		寄附目的		寄附金員 又ハ物件		價 格		單 價		位 勤		氏 名	
	三二、二八		貞明皇后 記念救濟事業 業券金		員		元四六五 四		元四六五 四		(一)		横濱市神奈川區 民二同	
											無有ノ罰刑			
											(二)		横濱市神奈川區	
													小林法行	

寄附採納の件

一金一九四六五圓五一銭也

右は横濱市神奈川区 神奈川区民一同 から
貞明皇后記念救癩事業募入金として寄附
申出が有りましが、これは採納するものとする。
昭和二十七年五月三十一日

横濱市中区日本大通

神奈川県衛生部健康課内

貞明皇后記念救癩事業募入金奉書封筒

神奈川県支部長 内山岩太郎



No. ~~4729~~



貞明皇后記念救癩事業寄附領收證

金

194,165.51

円

上記の通り領收しました

寄附者住所

横浜市神奈川区代表

神奈川区長 殿

昭和27年1月27日

貞明皇后記念救癩事業募金委員会

神奈川縣支部長

貞明皇后記念救癩事業募金委員会神奈川縣支部長 扱



右原簿に相違ないことを証明する。
貞明皇后記念救癩事業募金委員会神奈川縣支部長

寄附受取日	11.10.11				
寄附目的	業券金 昭和二十七年 神奈川果支部				
寄附金員	又八 寄附金員				
附部	附部				
單附	單附				
(一) 外	(一) 庭掛紙又八回付紙並此	(一) 横濱市中之代表	既開ノ亦無		
(二) 内	(二) 庭掛紙又八回付紙並此				
又八回付紙	又八回付紙				

寫

一金一五二・二九五圓也

寄附申込書

右貞明皇后記念救濟事業金之趣旨之質し寄附之申込申す。

昭和二十七年 四月 三日

在 所 横濱市中区代表

氏名 中 区長

貞明皇后記念救濟事業募金委員会

神奈川果支部 御中

右原本に相違なきことを証明す

貞明皇后記念救濟事業募金委員会神奈川縣支部長



寄附採納の件

一、金一五三、二九五圓〇〇銭也

右は横濱市中区

中区民一同

から

貞明皇后記念救癩事業募金として寄附申出がありましたが、これは採納するものとす。

昭和二十七年五月三十一日

横濱市中区日本大通

神奈川県衛生部健康課内

貞明皇后記念救癩事業募金委員会

神奈川県支部長 内山 岩太郎



No. 4732



貞明皇后記念救癩事業寄附領收證

金

円

152,295.00

上記の通り領収しました

寄附者住所

横浜市中区代表

中区長 殿

昭和27年 4月 7日

貞明皇后記念救癩事業募金委員会

神奈川縣支部長

貞明皇后記念救癩事業募金委員会神奈川縣支部長 報告

右京本に相違ないことを証明す



貞明皇后記念救護事業募金委員会
 神奈川縣支部 御中
 右原下江相違方に記明す

貞明皇后記念救護事業募金委員会神奈川縣支部



一金二一六、七、八圓也

右貞明皇后記念救護事業金に趣旨を記し寄附を申込せしむ。

昭和二十七年三月三十一日

任 所 横濱市南区代表
 氏名 南 区長



寄附年月日	11.11.11				
寄附目的	神奈川縣支部 貞明皇后記念救護事業募金				
寄附金額	金 一、六、七、八圓				
附 添	11.11.11				
單 附	11.11.11				
(一) 附	(一) 附				
(二) 附	(二) 附				
又 一 附	又 一 附				
又 一 附	又 一 附				

寄附 採納の件

一金二六七八圓〇〇銭也

右は横浜市南區、南區民一同

から

貞明皇后記念救癩事業募金として寄附

申出がありましたが、これは採納するものとす。

昭和二十七年五月三十一日

横浜市中区日本大通

神奈川県衛生部健康課内

貞明皇后記念救癩事業募金委員会

神奈川県支部長 内山岩太郎



No. ~~4786~~



貞明皇后記念救癩事業寄附領收證

金 216,710.00 円

上記の通り領収しました

寄附者住所 横浜市南区代表
南区長 殿

昭和26年 9 月 27 日

貞明皇后記念救癩事業募金委員会
神奈川県支部長

貞明皇后記念救癩事業募金委員会神奈川県支部長 報告

右原市に相違ないことを証明す



右原中に相違ないことを証明する

貞明皇后記念救済事業募金委員会
 神奈川県支那部 御中

貞明皇后記念救済事業募金委員会神奈川県支那部



一金一三〇、三一八、一四〇也

寄附 甲 込 書



右貞明皇后記念救済事業募金に趣旨を賛し寄附を申込申す。
 昭和二十七年二月二十八日

住所 横浜市原土谷区代表
 氏名 保土谷区長

寄附受取 年月日	三・三・八	寄附金額	又ハ 附金員	附 添	附 附	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	既開ハ有無	備 考
寄附目的	募金 右原中 相違ないことを証明する	又ハ 附金員	附 添	附 附	(一) (二)	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	既開ハ有無	備 考
寄附金額	一三〇、三一八、一四〇	又ハ 附金員	附 添	附 附	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	既開ハ有無	備 考
附 添	附 添	附 添	附 添	附 添	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	既開ハ有無	備 考
附 附	附 附	附 附	附 附	附 附	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	既開ハ有無	備 考
附 附	附 附	附 附	附 附	附 附	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	既開ハ有無	備 考
附 附	附 附	附 附	附 附	附 附	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	既開ハ有無	備 考
附 附	附 附	附 附	附 附	附 附	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	既開ハ有無	備 考
附 附	附 附	附 附	附 附	附 附	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	既開ハ有無	備 考
附 附	附 附	附 附	附 附	附 附	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	(一) 並 (二) 既掛預又ハ同掛預掛此	既開ハ有無	備 考

寄附 採納の件

一金一三〇、三二八圓〇〇銭也

右は横浜市保土ヶ谷区 保土ヶ谷区民一同 から
貞明皇后記念救癩事業募金として寄附
申出が有りましが、此は採納するものとす。
昭和三十七年 五月三十一日

横浜市中区日本大通

神奈川県衛生部健康課内

貞明皇后記念救癩事業募金委員会

神奈川県支部長 内山岩太郎



No. ~~4739~~



貞明皇后記念救癩事業寄附領收證

金

130,318.00

右原市に相違ないことを証明する
貞明皇后記念救癩事業募金委員会 神奈川

上記の通り領收しました

寄附者住所 横浜市保土ヶ谷区代表
保土ヶ谷区長殿

昭和~~26~~²⁷年2月28日

貞明皇后記念救癩事業募金委員会
神奈川縣支部長

貞明皇后記念救癩事業募金委員会神奈川縣支部 扱者



右原本に相違ないことを証明す

貞明皇后記念故廟等業募金委員会
 神奈川県支部 御中

石貞明皇后記念故廟等業募金の趣旨を賛し寄附を申込ます。
 昭和二十七年二月二日
 住所 横浜市磯子区代表
 氏名 磯子区長

一金一三五〇六八 圓也



寄附申込書



貞明皇后記念募金委員会 神奈川縣支部長



年月日	11.11.11				
寄附目的	業募金 石貞明皇后記念募金 神奈川支部				
又ハ附金員	員				
附金	三三三〇六八				
附金	三三三〇六八				
(一) 附金	(一) 三三三〇六八				
(二) 附金	(二) 三三三〇六八				
又ハ附金員	磯子区長				

寄附採納の件

一金一三五〇六八圓一五錢也

右は横濱市磯子区磯子区民一同から

貞明皇后記念救癩事業募金として寄附申出がありましたが、これは採納するものとす。

昭和二十七年五月三十一日

横濱市中区日本大通

神奈川県衛生部健康課内

貞明皇后記念救癩事業募金委員会

神奈川県支部長 内山岩太郎



No. ~~4743~~



貞明皇后記念救癩事業寄附領收證

金

円

13,506.15

上記の通り領収しました

寄附者住所

横浜市磯子区代表

磯子区長 殿

昭和~~26~~²⁷年2月21日

貞明皇后記念救癩事業募金委員会

神奈川県支部長

貞明皇后記念救癩事業募金委員会神奈川県支部長 坂者

右市に相違ないことを証明す

貞明皇后記念救癩事業募金委員会 神奈川県支部

考 備	年 月 日		寄 附 受 領
	寄 附 目 的		寄 附 金 員
	又 ハ 物 件		價 格
	又 ハ 物 件		單 價
	無有ノ罰刑		(一)位 現住所又ハ団体所在地 勳
	(二)	(一)	又 ハ 団 体 名 名

三〇、二、二六
 業
 貞明皇后
 記念校
 奉
 業
 奉
 金
 員
 一〇九、三、六〇〇
 一〇九、三、六〇〇
 一〇九、三、六〇〇
 横濱市金沢区長
 半沢 勇
 氏
 同

寄附採納の件

一金一〇九三六圓〇〇銭也

右は横浜市金沢区、入金沢区民一同から

貞明白皇后記念救癩事業募金として寄附
申出がありましたが、これは採納するものとす。

昭和三十七年五月三十一日

横浜市中区日本大通

神奈川県衛生部健康課内

貞明白皇后記念救癩事業募金委員会

神奈川県支部長 内山岩太郎



No. 4745



貞明皇后記念救癩事業寄附領收證

金

109,316.00

上記の通り領収しました

寄附者住所

横浜市金沢区代表

金沢区長 殿

昭和27年2月26日

貞明皇后記念救癩事業募金委員会

神奈川県支部長

貞明皇后記念救癩事業募金委員会神奈川県支部長

報告

右原簿に相違ないことを証明する
貞明皇后記念救癩事業募金委員会
神奈川県支部長

考 備	年 月 日		寄 附 受 領
	寄 附 目 的		寄 附 金 員
	又 ハ 物 件		價 格
	又 ハ 物 件		單 價
	無有ノ罰刑		(一)位 (二)現住所又ハ団体所在地
	(一)	(二)	氏 名
			又 ハ 団 体 名

二七、三、五
 貞明皇后
 記念校癩事金
 業莫金一
 員
 三四六五〇〇
 三四六五〇〇
 横濱市港北區
 横濱市港北區
 氏一同
 武井 武

寄附採納の件

金一三四六五圓〇〇銭也

右は横濱市港地、港地委員、武井、本から

貞明皇后記念救癩事業募金として寄附申出がありましたが、これは採納するものとす。

昭和二十七年五月三十一日

横濱市中区日本大通

神奈川県衛生部健康課内

貞明皇后記念救癩事業募金委員会

神奈川県支部長 内山岩太郎



No. ~~4743~~



貞明皇后記念救癩事業寄附領收證

金

円

134465.00

上記の通り領収しました

寄附者住所 横浜市港北区代表
港北区長 殿

昭和27年 9 月 5 日

貞明皇后記念救癩事業募金委員会
神奈川縣支部長

貞明皇后記念救癩事業募金委員会神奈川縣支部長
授者

右原本に相違ないことを証明する
明皇后記念救癩事業募金委員会神奈川縣支部長

考 備	年月日		寄附受領	
	寄附目的		寄附金員	
	又ハ物件		價	
	又ハ物件		格	
	又ハ物件		單	
	又ハ物件		價	
	又ハ物件		價	
無有ノ罰刑		(一)	(二)	(一)位 (二)現住所又ハ団体所在地
		(二)横濱市戸塚区	(一)	氏名
				又ハ団体名
				氏名
				又ハ団体名
				氏名

多々三三三
業莫分金一
貞明皇后
記念救済事業
員

三三三六
四
一一
三三三九六
四
一一

横濱市戸塚区

横濱市戸塚区
民二同
串本東

寄附採納の件

一金三三九六圓一一錢也

民一同

右は横濱市戸塚区戸塚区長宮本英幸郎から
貞明皇后記念救癩事業募金として寄附
申出がおりました。これは採納するものとす。
昭和二十七年五月三十一日

横濱市中区日本大通

神奈川県衛生部健康課内

貞明皇后記念救癩事業募金委員会

神奈川県支部長 内山岩太郎



No. ~~4751~~

貞明皇后記念救癩事業寄附領收證

金

133,796.11

上記の通り領収しました

寄附者住所 横浜市戸塚区代表
戸塚区長 殿

昭和28年 3 月 13 日

貞明皇后記念救癩事業募金委員会
神奈川 縣 支 部 長

貞明皇后記念救癩事業募金委員会神奈川縣支部長

神奈川県相模原市緑区
貞明皇后記念救癩事業募金委員会
神奈川



褒第固二八六号

昭和二十八年一月三十日

厚生大臣 山縣勝見



内閣総理大臣官房賞勳部長

賞勳局総裁

村田八千穂殿

申牒

愛知 縣知事 より寄附者行賞の件について、

別紙のように上申があつたので相当行賞方の御詮議をお願いする

願ひする

限滞のよごり土申はあつたの丁時當行賞状の贈呈を

致す 練成事 より清柳香行賞の并りしこと

申 報

賞状員 蘇林

林田八千蘇烟

内閣総理大臣官署賞状係

早生大臣 山崎 徳助 長

昭和二十八年 一月三十日

本件は昭和二十八年一月三十日及前号を参照ありたし

具 申 報

名古屋市民一同

右は貞明皇后記念授けの募金委員会へ金

寄附金九千五百圓

円を寄附したので

募金案に依り授け賜はに該当するものと認めこれが榮に浴せし

められたく具申致します

昭和二十七年十二月三日

愛知県知事

藤原 啓



早生大臣 山崎 徳助 長

愛 知 県



様式 一

寄附収調表

住所

氏名
会社名

名古屋市市民一同

寄附年月日	寄附金額	寄附目的	寄附受領者
昭和二十六年九月九日	一七九八円〇三〇	貞明皇后記念救済事業 募金	貞明皇后記念救済事業募金 委員会愛知県支部

愛知県

○本件に關する取復には本書の年月日及番号を掲載ありたし

具 甲 書

名古屋鉄道株式会社

右は貞明皇后記念救災募金委員会へ金参拾万円を寄附したので
表章条例により表状脇役に該当するものと認めこれが榮に浴せし
められたく具申致します

昭和二十七年十二月三日

愛知県知事

桑原 幹



厚生大臣 山縣 勘 見 殿

愛 知 県

様式 二

寄 附 甲 込 書

一金 参考萬 出也

右貞明皇后記念救らい事業募金の趣旨を賛し寄附を甲込みます。
昭和二十七年三月二十九日

任 所
氏 名



貞明皇后記念救らい事業募金委員会

愛知縣支部 御中

右勝手は原本と相違なきことを認証す

貞明皇后記念救らい事業募金委員会

昭和二十七年十月三十一日

愛知県支部長 桑原幹根



寫

領收証

一金 參拾萬圓

但貞明皇后記念救癩事業募金

右の通り正に領收致しました

昭和二十七年三月二十九日

貞明皇后記念救癩事業
募金委員会愛知県長

桑原 幹 振

名古屋鉄道株式会社

取締役長 神野金之助

右騰牛は東京七相簿

昭和廿七年拾月卅日

貞明皇后記念救癩事業募金委員会
愛知県支部長 桑原 幹

印 係

昭和二十六年十一月十五日

定

款

名古屋鉄道株式会社

定 款

第一章 總 則

第一条 (商号) 当社は名古屋鉄道株式会社と稱す。

第二条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- 一、地方鉄道法、軌道法による一般運輸事業
- 二、道路運送法による自動車運送事業
- 三、土地建物の売買及び貸借並びに住宅地の経営
- 四、物品陳列販売並びにこれに附随する製造工業
- 五、遊園地、娯楽機關、旅館、浴場の経営並びに飲食業、理容業
- 六、医薬部外品、食肉、魚介類の販売並びに郵便切手類、収入印紙の売るべき及び酒類、煙草の小売業
- 七、航空輸送会社の代理業
- 八、前各号に附帯関連する事業

第三条 (本店の所在地) 当社は本店を名古屋市に置く。

第四条 (公告の方法) 当社の公告は名古屋市内において発行する中部日本新聞に掲載する。

第二章 株 式

第五条 (株式の總數) 当社の発行する株式の總數は七千五百萬株とする。

第六条 (細面株式の一種の金額) 当社の発行する細面株式の一種の金額は五拾円とする。

第七条 (株式の種類) 当社の発行する株式は記名式とし、株券は、五株券、五拾株券、拾株券、五拾株券及び百株券の五種とする。

第八条 (新株の引受) 当社の株主は新株引受権を有する。但し、毎回の発行にあたり取締役の決議によつてその一部を公募し又は当社の役員、従業員に引受権を与えることができる。

第九条 (株式の取換) 株式の名義書換、その他株式に關する取扱は取締役会で定める株式取扱規則による。

第十条 (株主名簿の閉鎖) 当社は、毎決算期の翌日からその定時株主總會終結の日まで株主名簿記載事項の変更を停止する。

前項の外必要があるときは、あらかじめ公告して臨時にこれを停止することができる。

第三章 株 主 總 會

第十一条 (招集の時期) 定時株主總會は毎決算期の翌日から六十日以内に、臨時株主總會は必要がある場合にこれを招集する。

第十二条 (招集及び議長) 株主總會は取締役会の決議に基づいて会長がこれを招集し、その議長となる。但し、会長が欠席の場合又は事故のあるときは社長がこれに代り、社長に事故のあるときはあらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代る。

第十三条 (普通決議の方法) 株主總會の決議は法令並びに定款に別段の定めがある場合の外は出席した株主の議決権の過半数によつてこれを執行する。

第十四条 (議決権の代理行使) 株主は当社の他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合には代理権を証する書面を差し出さなければならない。

第四章 取締役、監査役及び取締役會

第十五条 (定員) 当社の取締役は十五名以内、監査役は五名以内とする。

第十六条 (選任) 取締役及び監査役は株主總會において選任する。

第十七条 (任期) 取締役の任期は就任後第四回の決算までの間、監査役の任期は就任後第二回の定時株主總會の終結までとする。

第十八条 (代表取締役) 当社の代表取締役は取締役會においてこれを定める。

第十九条 (役員取替) 取締役會の決議によつて取締役中から会長、社長各一名及び副社長、

専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第二十条 (常任監査役) 監査役の互選によつて常任監査役一名を定めることができる。

第二十一条 (相談役、顧問) 取締役會はその決議によつて相談役又は顧問を置くことができる。

第二十二条 (報酬) 取締役及び監査役の報酬は株主總會においてこれを定める。

第二十三条 (取締役會招集の通知) 取締役會招集の通知は会日の三日前までに各取締役が発するものとする。但し、緊急の場合に更にこれを短縮することができる。

第二十四条 (取締役會規則) 取締役會に關する事項は取締役會で定める取締役會規則による。

第五章 計 算

第二十五条 (決算期) 当社の決算期は毎年三月三十一日及び九月三十日の二回とする。

第二十六条 (利益金の処分) 毎決算期の利益金から法令による諸準備金及び法人税引当金を控除し、剰餘を株主配当金、役員賞与金に充てる。前項の外特別の積立、次期繰越、その他の処分を行うことができる。

第二十七条 (配当金の支払) 株主配当金は毎決算期現在の株主名簿によつてこれを支払う。配当金は支払確定の日から満三年を経過しても受領のないときは当社はその支払の義務を免がれるものとする。

本件に関する事項は本簿の年月日及び頁数を記載せしむべし

具 申 書

国谷鋼棧株式会社

右は貞明皇后記念紋の募金委員会へ金拾万圓を寄附したので
募金案内により募状脇紙に該当するものと認めこれが券に溶せし
められたる具申致します

昭和二十七年十二月三日

愛知県知事

桑原



厚田大臣 山縣 勝見 殿



様式一

寄附収調表

住所

氏名
社名

名古屋市中區鐵砲町壹丁目番地
岡谷鋼機株式会社
社長 岡谷 正男

寄附年月日	寄附金額	寄附目的	寄附受領者
昭和二十一年四月十五日	100,000	貞明皇后記念 救療事業募 金	貞明皇后記念救療事業募金 委員会愛知県支部

愛知県

寫

寄附申込書

一金

拾萬

円也

石見明皇后記念救済事業募金の趣旨を賛し寄附を申込みます。
昭和二十七年四月二十五日

住所

岡谷鋼機株式会社

名古屋市中區鐵砲町壹丁目三番地
岡谷鋼機株式会社
社長 岡谷正男

石見明皇后記念救済事業募金委員会

愛知県支部 御中

昭和二十七年四月二十五日

石見明皇后記念救済事業募金委員会





領收証

一金

拾萬圓

但貞明皇后記念救癩事業募金

右の通り正に領收致しました

昭和二十七年四月二十五日

貞明皇后記念救癩事業募金委員会 桑原 幹 様

桑原 幹 様

国各銅機株式会社

社長 国谷 正男 殿

右様へお礼を申し上げます

昭和二十七年拾月卅日

貞明皇后記念救癩事業募金委員会

桑原 幹 様

桑原 幹 様



岡谷鋼機株式會社定款

岡谷鋼機株式会社定款

(昭和二十七年九月十一日現在)

第一章 總 則

第一條(商号)

当会社は、岡谷鋼機株式会社と称する。
英文では、OKAYA & CO., LTD.と表示する。

第二條(目的)

- 当会社は、左の業務を営むことを目的とする。
- 一、鉄鋼金属材料及び同製品、機械、器具、工具、金物、度量衡器、計量器、
化成品、薬品並びに雑貨の販売及び製造加工
 - 二、輸出入貿易業
 - 三、問屋、仲立、代理、保管及び請負
 - 四、財産の利用投資
 - 五、前各号に附帯又は関連する一切の業務

第三條(本店・支店)

当会社は、本店を名古屋市内、支店を東京都中央区、大阪市及び福岡市に置く
第四條(公告の方法)
当会社の公告は、名古屋市において発行する中部日本新聞に掲載する。

第二章 株式

第五條(株式の總數)

当会社の発行する株式の總數は、十萬株とする。

第六條(額面株式の一株の金額)

当会社の額面株式の一株の金額は、五百圓とする。

第七條(株券の種類)

当会社の株券は、すべて記名式とし、一株券、十株券、百株券の三種とする。

第八條(株式の取扱)

株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、又は株券の再発行その他株式
に関する手続は、取締役会の定める株式取扱規程による。

第九條(株主等の届出)

株主、質権者、又はその法定代理人は、その住所氏名及び印鑑を、当社所定の

書式により届出でなければならない。

前項の届出人が外國に居住するときは、日本國內に仮住所又は代理人を定めて
会社に届出でなければならない。

前二項の届出事項に変更があつたときも同様とする。

第十條(株主名簿の閉鎖・基準日)

当会社は、毎決算期の翌日から定時株主總會終結の日まで、株主名簿の記載の
変更を停止する。

前項の外、必要あるときは、豫め公告して臨時にこれを停止し、又は基準日を
定めることができる。

第三章 株主總會

第十一條(總會の招集)

定時株主總會は、毎決算期の翌日から六十日以内に招集し、臨時株主總會は、
必要あるとき随時招集する。

第十二條(總會の議長)

株主總會の議長は、取締役社長がこれに当る。取締役社長に事故あるときは、

第十三條(普通決議)

豫め取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代る。
株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

第十四條(議決権の代理行使)

株主は当会社の他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。但し代理人は委任状を当会社に差出さなければならぬ。

第四章 取締役、監査役及取締役會

第十五條(取締役・監査役の員数及選任)

当会社は、株主総会において、取締役十五名以内、監査役五名以内を選任する。取締役の選任については、累積投票によらないものとし、その決議は、発行済株式総数の三分の一以上に当る株式を有する株主が出席して、その議決権の過半数で行う。

第十六條(任期)

取締役の任期は就任後第二回、監査役の任期は就任後第一回の定時株主総会終

第十七條(役付取締役)

結の時を以て満了する。但し、補缺又は増員により就任した者の任期は、他の現任同役員の任期と共に満了する。

第十八條(代表取締役)

取締役社長は、会社を代表する。
取締役社長は、会社に代表する。
前項の外、必要に応じ、取締役会の決議を以て他の取締役を代表取締役とすることが出来る。

第十九條(取締役会招集通知)

取締役会招集の通知は、各取締役に対し、会日の三日前に発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することが出来る。

第二十條(取締役会規程)

取締役会に関する事項は、本定款の外、取締役会の定める取締役会規程による。

第二十一條(相談役・顧問)

取締役会の決議を以て、相談役及び顧問を置くことができる。

第五章 計 算

第二十二條 (決算期)

当会社の決算期は、毎年二月末日とする。

第二十三條 (配当金の支払)

株主配当金は、毎決算期現在の株主名簿記載の株主、登録質権者又は受託者に支払う。

株主配当金は、その支払の提供をしてから満三年を経過したときは、会社はその支払の義務を免れるものとする。

未払配当金には利息を附さない。

本件に関する照復には本書の年月日及番号を記載せよ

具 甲 書

中部電力株式会社

右は貞明皇后記念救済募金委員会へ金参拾万円を寄附したので
褒章条例により褒状賜授に該当するものと認めこれが榮に浴せし
ゆられたく具申致します

昭和二十七年十二月三日

愛知県知事

桑原 幹



厚生大臣 山 縣 勝 見 殿

送 知 書

愛知縣

様式 一

寄附取調表

住所 名古屋市中區南大津通二ノ五

氏名又は
會社名は 中部電力株式会社

寄附年月日	寄附金額	寄附目的	寄附受領者
昭和二十七年 六月十一日	貞明皇后記念 救癩事業募 金	貞明皇后記念救癩 委員會愛知縣支部

破式 二

寄 附 甲 込 替

一金 参拾萬 円也

右貞明皇后記念救らい事業募金の趣旨を賛し寄附を甲込みます。

昭和二十七年六月十日

任 所
及 社 名
名

名古屋市南区南大津通二ノ五

中部電力株式会社

取締役社長 井上五郎



貞明皇后記念救らい事業募金委員会

愛知県支那 御中

右勝手は原本と相違なきこと証す

貞明皇后記念救らい事業募金委員会

昭和二十七年十月三十一日

愛知県支那部長 桑原幹根



写

NO

振込金受取証

様式三

金*	百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭
額		/	5	0	0	0	0	0	0
		/	5	0	0	0	0	0	0
被振込	三和銀行名古屋支店 東海銀行本店								
振込人	中部電力株式会社								
摘要	* 貞明皇后記念救災事業募金委員会愛知県支部								

昭和 年 月 日

振込銀行名

昭和27年3月25日

三和銀行名古屋支店

昭和27年6月10日

東海銀行本店営業部

印
紙

昭和二十七年三月廿五日

愛知県支部長

秀原幹雄



中部電力株式会社定款

中部電力株式会社定款

第一章 総則

(商号)

第一條 本公司は、中部電力株式会社と称する。

(目的)

第二條 本公司は、左の事業を営むことを目的とする。

一 電気事業

二 電気機械器具の製造、販売及び修理

三 前各号に附帯関連する事業

(本店及び支店の所在地)

第三條 本公司は、本店を名古屋市内、支店を長野市、名古屋市、岐阜市、静岡市及び津市に置く。

(公告方法)

第四條 本会社の公告は、中部日本新聞及び日本経済新聞に掲載して行う。

第二章 株式

(株式の総数)

第五條 本会社の発行する株式の総数は、六百万株とする。

(額面株式の金額)

第六條 本会社の発行する額面株式の金額は五百円とする。

(新株引受権)

第七條① 本会社の株主に対しては、新株の発行に際し取締役会の決議をもつて、新株引受権を与えることができる。

② 前項のほか、新株の発行に際し取締役会の決議をもつて、役員及び従業員に対し、新株引受権を与えることができる。

(株券の種類)

第八條 本会社の株式は記名式とし、株券は一株券、五株券、十株券、五十株券、百株券及び千株券の六種とする。

(株主の氏名、住所等の届出)

第九條① 株主、質権者又はその法定代理人は、その氏名、住所及び印鑑(署名の慣習ある外国人は署名鑑)を本会社に届け出るものとする。その変更があつたときも亦同様である。

② 外国に居住する株主、質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定めて、本会社に届け出るものとする。その変更があつたときも亦同様である。

③ 第一項の規定は、前項の代理人にこれを準用する。

(登録手続等)

第十條 株式の名義書換、質権の登録、株券の再交付その他株主名簿の登録に関しては、すべて本会社の定めるところによる。

(株主名簿の閉鎖)

第十一條① 本会社は、四月一日及び十月一日から各その翌月の定時株主総会終結の日まで、株式の名義書換並びに質権の設定若しくは変更の登録又はその抹消を停止する。

② 前項のほか必要があるときは、公告の上六十日を超えない期間臨時に前項の停止をすることができる。

第三章 株主総会

(招集)

第十二條 本会社の定時株主総会は毎年五月及び十一月、それぞれ決算期の翌日から六十日以内に、臨時株主総会は必要ある毎に、取締役会の決議に基づき社長が招集する。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもつて定めた順序により、他の取締役が招集する。

(議長)

第十三條 株主総会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもつて定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(普通決議の方法)

第十四條 株主総会の決議は、法律又は定款に別段の定めのある場合のほかは、出席した株主の議決権の過半数をもつて行う。

(議決権の代理行使)

第十五條 株主は、本会社の他の株主に委任してその議決権を行使することができる。この場合においては、本会社に委任状を提出するものとする。

(議事録)

第十六條 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名捺印するものとする。

第四章 役員及び取締役会

(員数)

第十七條 本会社に取締役十五人以内、監査役五人以内を置く。

(選任)

第十八條① 取締役及び監査役は、株主総会において選任する。
 ② 取締役の選任決議は、発行済株式総数の三分の一以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつて行う。
 ③ 前項の決議については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第十九條① 取締役の任期は就任後第四回、監査役の任期は就任後第二回の定時株主総会終結の時までとする。
 ② 補欠又は増員のため選任された取締役又は監査役の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間と同一とする。

(取締役会の構成及び招集)

第二十條① 取締役会は、取締役をもつて構成する。
 ② 取締役会は、社長が招集する。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもつて定めた順序により、他の取締役が招集する。

③ 取締役会の招集通知は、会日から三日前に各取締役に対して発するものとする。

④ 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないでこれを開くことができる。

(取締役会の議長)

第二十一條 取締役会の議長は、社長がこれに当る。社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもつて定めた順序により、他の取締役がこれに当る。

(取締役会の決議事項)

第二十二條 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、取締役会において定める事項を議決する。

(取締役会の決議方法)

第二十三條 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもつて行う。

(取締役会の議事録)

第二十四條 取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、出席した取締役が記名捺印するものとする。

(社長、副社長、常務取締役)

第二十五條① 取締役会の決議をもつて、社長一人を置き、なお、副社長及び常務取締役各若干人を置くことができる。

② 社長及び副社長は、各自本会社を代表する。

(代表取締役の業務執行)

第二十六條① 社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を統括する。

② 副社長は、社長を補佐し、会社の業務を執行する。

③ 社長に事故があるときは、予め取締役会の決議をもつて定めた順序により、他の代表取締役がその代理をする。

(会長)

第二十七條① 取締役会の決議をもつて、会長一人を置くことができる。

② 会長は、本会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。

③ 会長を置いた場合には、社長は、会長を補佐し、会社の業務の執行を統括する。この場合には、第十二條、第十三條、第二十條及び第二十一條中「社長」とあるのは「会長」と読み替えるものとする。

(常任監査役)

第二十八條 監査役の互選をもつて、常任監査役二人以内を置くことができる。

(相談役及び顧問)

第二十九條 本会社は、取締役会の決議をもつて、相談役及び顧問若干人を置くことができる。

第五章 計算

六

(營業年度)

第三十條 本会社の營業年度は、四月一日から九月三十日まで及び十月一日から翌年三月三十一日までとする。

(株主配当金)

第三十一條 株主配当金は、三月三十一日及び九月三十日現在の株主名簿に登録された最終の株主又は質権者に支拂うものとする。

(除斥期間)

第三十二條 株主配当金は、その支拂開始の日から起算し五年以内に支拂の受領がないときは、本会社は支拂の義務を免れるものとする。

附 則

(最初の取締役の任期)

第三十三條 本会社の最初の取締役の任期は、第十九條第一項の規定にかかわらず、就任後第一回の定時株主総会終結の時までとする。

沿革

昭和二十六年五月一日 作 成
昭和二十六年十月十八日 商法改正に伴い変更

○本件に関する照会には本書の年月日及番号を備記ありたし

具 甲 書

トヨタ自動車販売株式会社

右は貞明皇后記念救済基金委員会へ金拾万 円を寄附したので
表章条内により表状脇投に該当するものと認めこれが案に浴せし
められたく具申致します

昭和二十七年十二月三日

徳知県知事

藤原

啓



厚生大臣 山縣 貞 殿

徳 知 県

様式一

寄附収調表

住所

氏名
姓
名



名古屋市中区錦町一丁目三番地
十日交自動車販売株式会社
佐々木正太郎



寄附年月日	寄附金額	寄附目的	寄附受領者
昭和二十七年 七月十日	100.00	貞明皇后記念 救済事業募 金	貞明皇后記念救済事業募 金委員会愛知県支部

愛知県

寄附 甲 込 書

一金 於 野 田也

石貞明皇后記念救済事業募金の趣旨を賛し寄附を申込みます。

昭和二十七年七月十八日

住所
氏名



名古屋市中区西區島町一丁目三番地
トヨタ自動車販売株式会社
取締役 神谷正太郎



貞明皇后記念救済事業募金委員会

愛知県支部 御中

右勝手は原本と相違なきことを認証す

貞明皇后記念救済事業募金委員会

昭和二十七年十月三日

愛知県支部長 桑原幹根



写

振込金受取証

NO

金*	百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭
額		10	0	0	0	0	0	0	0
被振込	銀行 店								
	貞明皇后記念 募金委員会愛知県支部 救らい事業								
振込人	各官廳事務課事務課に自三番地 上白文自動振込請求書								
摘要	※ 豊橋市長 神谷五太郎								

昭和27年 7月 1日

振込銀行名

東海銀行本店

印

紙

昭和廿七年拾月卅壹日

原簿根

原簿根

トヨタ自動車販売株式会社定款

トヨタ自動車販売株式会社定款

第一章 総 則

第一條 (商 号)

当会社はトヨタ自動車販売株式会社と称する。
英文ではToyota Motor Sales Co., Ltd.とす。

第二條 (目 的)

当会社は左の事業を営むことを目的とする。

一、自動車及び自動車部分品の販売

二、損害保険代理業務

三、前各号に附帯する一切の業務

第三條 (本店及び支店の所在地)

当会社は本店を名古屋市に置く。

必要に応じ支店を東京都及び大阪市に置くことができる。

第四條 (公告の方法)

当会社の公告は名古屋市中に於て発行する中部日本新聞に掲載する。

第二章 株式

第五條 (株式の総数及び額面株式一株の金額)

当会社の発行する株式の総数は六百四十万株とする。

額面株式一株の金額は五十円とする。

第六條 (株式の記名無記名の別及び株券の種類)

当会社の発行する株式は総て記名式とし株券の種類は一株券、十株券、百株券、千株券の四種とする。

第七條 (新株引受権)

当会社の株主は新株引受権を有する。但し毎回の発行にあたり取締役会の決議によつてその一部を公募し又は当会社の取締役、監査役、従業員に引受権を與えることができ

第八條 (株式の名義書換)

当会社の株式名義書換を請求しようとする者は当会社所定の請求書に記名捺印し次に掲げるいずれかの書類を添えて提出するものとする。

- 一、株券の裏書により取得したときは其の株券
- 二、譲渡証書により譲受けたときは株券及び譲渡証書
- 三、相続、遺贈其の他譲渡以外の事由により取得したときは其の株券及び取得の事実を証明する書類

第九條 (質権の登録及び信託財産の表示)

当会社の株式を質権の目的又は信託財産として其の登録又は表示を請求しようとする者は当会社所定の請求書に株券及び当会社に於て必要と認むる証拠書類を添えて提出するものとする。

前項の登録又は表示の抹消を請求するときも同様である。

第十條 (株券の再交附)

株券の再交附を受けようとする者は当会社所定の請求書に次に掲げるいずれかの書類を添えて当会社に提出するものとする。

- 一、株券の喪失による新券の再交附を請求するには除権判決の正本又は謄本
- 二、株券の毀損、分合又は満欄等のため新券の再交附を請求するにはその株券但し株券の真偽が判別困難なときは前号の規定による

第十一條 (株式の名義書換等の手数料)

前三條の場合の手料は当会社の定める所による。

第十二條 (株主の氏名、住所及び印鑑の届出並に假住所又は代理人の届出)

株主、賣権者その法定代理人又は代表者は当会社所定の書式により住所、氏名及び印鑑を当会社に届出するものとする。これを変更したときも同様である。

株主が外国に住所を有するときは日本国内に假住所又は代理人を定め当会社に届出するものとする。その変更があつたときも同様である。

前二項の手續を怠つたために生じた事故については当会社は其の責に任じない。

第十三條 (株主名簿の閉鎖)

当会社は毎年四月一日及び十月一日より定時株主総会終結の日迄株主名簿の記載の変更を停止する。

前項の外必要のあるときは予め公告して一定の期間株主名簿の記載の変更を臨時に停止する。

第三章 株主総会

第十四條 (総会の招集)

定時株主総会は毎決算期終了の翌日より六十日以内に、臨時株主総会は必要ある毎に、之を招集するものとする。

第十五條 (総会の議長)

株主総会の議長は社長が之に当る。
社長に事故があるときは他の取締役が之に代る。

第十六條 (決議方法)

株主総会の決議は法令に別段の定がある場合の外、出席株主の議決権の過半数を以て之を決する。

第十七條 (議決権の代理行使)

株主は当会社の他の株主を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合には当会社所定の委任状を以て其の代理権を証するものとする。

第十八條 (議事録)

株主総会の議事の経過の要領及び其の結果は之を議事録に記載し議長並に出席した取締役が記名捺印し当会社に保存するものとする。

第四章 取締役、監査役及び取締役会

第十九條 (定員)

当会社に取締役十五名以内、監査役五名以内を置く。

第二十條 (取締役及び監査役の選任)

取締役及び監査役は株主総会に於て之を選任する。但し取締役の選任については累積投票によらないものとする。

第二十一條 (代表取締役)

取締役会の決議を以て会社を代表する取締役として社長一名、専務取締役及び常務取締役各々若干名を置くことができる。

代表取締役は各自会社を代表する。

第二十二條 (取締役会の招集及び議長)

取締役会は社長が之を招集しその議長に当る。社長に事故があるときは他の取締役が之に代る。

招集通知は会日の二日前に各取締役に発するものとする。但し取締役全員の同意がある時は招集手続を省略することができる。

第二十三條 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその出席取締役の過半数を以て之を決する。

第二十四條 (取締役及び監査役の任期)

取締役の任期は就任後第四回、監査役の任期は就任後第二回の定時株主総会終結の時迄とする。

補缺又は増員により新に就任した取締役又は監査役の任期は他の現任取締役又は監査役の任期と共に終了する。

第二十五條 (取締役及び監査役の報酬及び退職慰勞金)

取締役及び監査役の報酬総額及び退職慰勞金は株主総会の決議を以て之を定める。

第二十六條 (取締役会規則の制定)

取締役会に關する事項については取締役会で定める取締役会規則に依る。

第五章 計 算

第二十七條 (營業年度)

当会社の營業年度は毎年四月一日より九月三十日迄及び十月一日より翌年三月三十一日迄とする。

第二十八條 (株主配当金)

株主配当金は毎決算期末日現在の株主又は登録質権者に之を支拂う。但し株主配当金は支拂開始の日より三年を経過するも受領のないときは当会社に帰属する。

具 申 書

日本陶器株式会社

右は貞明皇后記念救済募金委員会へ金参拾万円を寄附したので
表章条例により褒状賜位に該当するものと認めこれが榮に格せし
められたく具申致します

昭和二十七年十二月三日

經知果知事

桑原



厚生大臣 山縣 廣 殿



様式 一

寄附取調表

住所

氏名又は
會社名

名古屋市西區則武新町丁四番地

日本陶器株式会社

寄附年月日

昭和二十八年
六月二日

寄附金額

三〇,〇〇〇〇

寄附目的

貞明皇后記念
救痛事業募
金

寄附受領者

貞明皇后記念救ら
委員會愛知縣支部

愛知縣

様式 二

寄附申込書

一金 参拾萬 円也

右貞明皇后記念救らい事業券金の趣旨を賛し寄附を申込みます。

昭和二十七年 年 月 日

任 氏 氏名

日本陶器株式会社

取締役長 佐藤 幸三郎



貞明皇后記念救らい事業券金委員會

愛知縣支部 御中

右勝手は原本と相違なきことと認証す

貞明皇后記念救らい事業券金委員会

昭和二十七年 拾月 廿一日

愛知県支部長 桑原 幹根



写

振込金受取証

NO /

式 三

金*	百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭
額	¥	3	0	0	0	0	0	0	0
被振込	銀行 店 貞明皇后記念募金委員会愛知県支部 救済事業								
振込人	名古屋市西區則武新町丁目老巻地 日本陶器株式会社								
摘要	* 昭和27年6月28日受入								

昭和 27 10 14 日

振込銀行名

名古屋市中央区幸本町通八丁目
株式会社 東海銀行本店営業部



右騰本は原本と相違なきことを証す
 貞明皇后記念救済事業募金委員会
 昭和二十七年十月三十一日
 愛知県支部長 桑原幹根

定

款

日本陶器株式會社

日本陶器株式会社定款

第一章 總 則

第一條 當會社は、日本陶器株式會社と稱し、英文では THE NIPPON TOKI KAISHA, LTD. と表わす。

第二條 當會社は、本店を名古屋市に置く。

第三條 當會社は、左の事業を営むことを目的とする。

- 一 陶磁器の製造販賣
 - 二 耐火窯業製品の製造販賣
 - 三 研磨用品の製造販賣
 - 四 窯業製品及び雜貨の賣買並びにその仲介又は代理
 - 五 前各號に關聯する事業の經營及び投資
- 第四條 當會社の公告は、中部日本新聞に掲載する。

第二章 株 式

第五條 當會社の發行する株式の總數は、千二百萬株とする。

第六條 當會社の株主に對しては、取締役會の定めるところによつて新株引受權を與えることができる。取締役、監査役及び従業員に對しても、取締役會の定めるところによつて新株引受權を與えることができる。

第七條 當會社の發行する額面株式は、一株の金額を五十圓とする。

第八條 當會社の株券は、一株券、十株券、五十株券、百株券の四種とし、すべて記名式とする。

第九條 當會社の株式について名義書換をしようとするときは、當會社所定の様式による請求書に左に掲げる書類を添えて當會社に請求しなければならぬ。

- 一 株券の裏書による譲渡の場合は、株券
- 二 譲渡證書による譲渡の場合は、譲渡證書及び株券
- 三 改姓、改名、相続、遺贈又は裁判の執行等譲渡以外の事由による場合は、その事由を證明する書類及び株券

第十條 株式の信託財産なることの表示及びその抹消をしようとするときは、當會社所定の様式による請求書に株券を添えて當會社に提出しなければならぬ。

第十一條 株式の質権設定又は移轉の登録及びその抹消をしようとするときは、當會社所定の請求書に株券を添えて當會社に提出しなければならぬ。

第十二條 株券の分割又は併合のため新株券の交付を受けようとするときは、當會社所定の請求書に株券を添えて當會社に提出しなければならぬ。

株券を汚損したため新株券の交付を受けようとするときも、同様である。但し、株券の汚損甚だしくその記載事項が判別しがたいときは、第十三條の規定による。

第十三條 株券喪失のため新株券の交付を受けようとするときは、當會社所定の様式による請求書に除權判決の謄本を添えて當會社に提出しなければならぬ。

第十四條 株式の名義書換、信託財産なることの表示、質権に關する登録及びこれらの抹消、並びに新株券交付については、當會社所定の手數料を徴収することができる。

第十五條 當會社は、毎年六月一日並びに十二月一日より各定時株主總會終結の日まで株主名簿の記載の變更を停止する。

前項以外の場合においても、當會社において必要と認めるときは、公告を以て一定の期間株主名簿の記載の變更を停止することができる。

第十六條 當會社の株主、質権者又はその法定代理人は、當會社所定の様式によりその氏名、住所及び印鑑を當會社に届出なければならぬ。但し、外國人は署名鑑をもつて印鑑に代えることができる。

當會社の株主、質権者又はその法定代理人で外國に居住するものは、日本國內において當會社より通知又は催告を受けるべき場所を定め、これを當會社に届出なければならぬ。

前二項によつて届出るべき事項に變更があつた場合も同様である。

第三章 株主總會

第十七條 當會社の定時株主總會は、毎年六月一日並びに十二月一日より各六十日以内に、臨時株主總會は、必要ある場合に招集する。

第十八條 株主總會の議長は、取締役會長、取締役社長又は事務取締役これに當る。取締役會長、取締役社長、事務取締役共に事故あるときは他の取締役がこれに代わる。

第十九條 株主總會の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決權の過半数をもつてする。

第二十條 株主又はその法定代理人は、當會社の他の株主を代理人として議決權を行使することができる。但し、代理人は委任狀を當會社に差出さなければならぬ。

第四章 取締役、監査役及び取締役會

四

第二十一條 當會社に取締役十二名以内、監査役四名以内を置く。

第二十二條 取締役及び監査役は、株主總會で選任する。

取締役の選任については累積投票によらない。

第二十三條 取締役の任期は、就任後第四回目の定時株主總會終結のときまでとし、監査役の任期は、就任後第二回目の定時株主總會終結のときまでとする。

補缺又は増員のために選任せられた取締役及び監査役の任期は、他の在任同役の残任期間と同一とする。

第二十四條 取締役は取締役會を構成し、取締役會は當會社の業務執行を決する。

第二十五條 取締役會を招集するには、各取締役に對して會日の三日前までに通知を發するものとする。

但し、取締役全員の同意あるときは、招集の手續を省略することができる。

第二十六條 取締役會は、取締役中會社を代表するもの若干名を定め、各自會社を代表せしめる。

第二十七條 取締役會は、その決議をもつて取締役會長、取締役社長、専務取締役各一名及び常務取締役若干名を定めることができる。

第二十八條 取締役及び監査役の報酬は、株主總會で定める。

第五章 計 算

第二十九條 當會社の營業年度は、一年を二期に分ち十二月一日より翌年の五月三十一日までを上半期、

六月一日より十一月三十日までを下半期とし毎期決算をする。

第三十條 利益金については、定時株主總會の決議により法令に定める準備金として積立てる外、退職給

與準備金、株主配當金、役員賞與金、後期繰越金その他必要な處分をなすことができる。

第三十一條 株主配當金は、各期末日現在の株主又は登録質權者に支拂う。

配當金支拂開始の日から滿五年を経過したときは、會社はその支拂の義務を免れるものとする。

附 則

第三十二條 昭和二十六年七月一日現在在任する取締役及び監査役の任期は、第二十三條の規定にかかわらず、取締役については就任後第六回目、監査役については就任後第四回目の定時株主總會終結のときに滿了する。但し、法令に別段の定めあるときはこの限りでない。

(昭和二十六年七月三十日定時株主總會に於て變更決議)

○本件に関する事項は本書の年月日及番号を掲載ありし

具 甲 書

株式会社 松坂屋

右は貞明皇后記念救災募金委員会へ金貳拾五万内を寄附したので
表章条列により表状脇投に該当するものと認めこれが業に浴せし
ゆられたる具申致します

昭和二十七年十二月三日

経知県知事

栗原 啓



厚生大臣 山 縣 隆 寛 殿



様式 一

寄附収調表

住所

氏名
姓
名

		昭和二十七年四月二十四日	寄附年月日
		二五〇〇〇〇	寄附金額
		貞明皇后記念救災事業募金	寄附目的
		貞明皇后記念救災事業募金委員会愛知県支部	寄附受領者



名古屋市中區清大津通三丁目九番地
株式會社 松坂屋
伊藤 次郎



愛知県

様式 二

寄附申込書

一金 貳拾五萬 円也

石見明皇后記念救済事業募金の趣旨を賛し寄附を申込みます。

昭和二十七年三月三十一日

住所
及び会社名
氏名



名 石見市中區南大津通三丁目九番地

株式会社 松坂屋

代表取締役 河原次郎



貞明皇后記念救済事業募金委員会

愛知県支部 御中

右勝手は原本と相違なきことを証し

貞明皇后記念救済事業募金委員会

昭和二十七年十月二十日

愛知県支部長 河原次郎

河原次郎

写

振込金受取証

NO

金*	百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭
額			2	5	0	0	0	0	0
被振込	東海銀行 名古屋支店 貞明皇后記念 救災事業 募金委員会愛知県支部								
受込人	株式会社松坂屋								
摘要	※								

昭和27年4月24日

振込銀行名

印紙

昭和廿七年拾月廿壹日

愛知県

桑原幹



Handwritten red text on the right page, likely a receipt or acknowledgment, including the date 昭和二十七年四月二十四日.

昭和二十六年十月

定
款



株式會社
松坂屋

具 申 書

新大同製鋼株式会社

右は貞明皇后記念救済募金委員会へ金拾万円を寄附したので
義章条例により褒状賜技に該当するものと認めこれが榮に浴せし
められたく具申致します

昭和二十七年十二月三日

愛知県知事 桑原 幹



厚生大臣 山縣 勝見 殿

を 申 書



様式 一

寄附収調表

住所

氏名
会社名

名古屋熱田區花表町三丁目大番地
新大同製鋼株式会社



寄附年月日	寄附金額	寄附目的	寄附受領者
昭和拾年 五月二十日	一〇〇、〇〇〇、〇〇〇	貞明皇后記念 救癩事業募 金	貞明皇后記念救癩事業募 委員会愛知県支部

要知具

寄附甲込書

一金壹拾萬 円也

石見明皇后記念救済事業募金の趣旨を賛し寄附を申込みます。
昭和二十七年五月十一日

住所
及び
氏名

名古屋市熱田區花表町三丁目大番地

新大同製鋼株式会社



石見明皇后記念救済事業募金委員会

愛知県支部 御中

右勝手は原本と相違なきことを認証す。

石見明皇后記念救済事業募金委員会

昭和二十七年十月三十一日

愛知県支部長

栗原



寫

振込金受取証

NO

金*	百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭
額			1	00	000	00			
被振込	銀行 店								
	貞明皇后記念募金委員会愛知県支部 救らい事業								
振込人	新水同業銀行株式会社								
摘要	※								

昭和27年 5月 16日

振込銀行名

日本興業銀行名古屋支店

印
紙

昭和廿七年拾月廿壹日

右欄本に原本を付す

愛知県支店

愛知県支店

桑原幹根



昭和二十六年十一月二十九日改正

定
款

新大同製鋼株式会社

新大同製鋼株式会社 定 款

第一章 總 則

(商 号)

第一條 ①当会社は、新大同製鋼株式会社と称する。

②英文では Daido Steel Co., Ltd. と表示する。

(目 的)

第二條 当会社は、左の事業を営むことを目的とする。

- 一 鉄鋼、特殊鋼、鑄鍛鋼、合金鉄の製造、加工及び販売
- 二 電気がその他電気機械器具、鋳山用機械器具、産業機械器具の製造及び販売
- 三 ばね、車輛の製造及び販売
- 四 マンガン鉱石その他当会社の事業に必要な鉱石の採掘及び販売
- 五 前各号に関連する一切の事業

(本店及び支店の所在地)

第三條 当会社は、本店を名古屋市に、支店を東京都港区及び大阪市に置き、事業の都合により、便宜の地に營業所又は出張所を設けることができる。

(公告の方法)
第四條 当会社の公告は、名古屋市中において発行する中部日本新聞に掲載する。

第二章 株式

(株式総数)

第五條 当会社の発行する株式の総数は、三千三百六十万株とする。

(額面株式一株の金額)

第六條 当会社の発行する額面株式の一株の金額は、五十円とする。

(新株引受権)

第七條 当会社の株主に対しては、取締役会の決議をもつて新株引受権を与えることができる。

(株式の種類)

第八條 株式は、記名式とし、一株券、十株券、五十株券、百株券及び千株券の五種とする。

(氏名、住所等の届出)

第九條 ①株主、質権者、又はその法定代理人は、当会社の定めるところにより、氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。その変更があつたときも同様である。

②外国に居住する株主、質権者、又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、当会社に届け出なければならない。

③第一項の規定は、前項の代理人にこれを準用する。

④外国人は、署名鑑をもつて印鑑に代えことができる。

(名義書換)

第十條 株式の名義書換を請求する場合には、当会社所定の請求書に左の書類を添えて、当会社に提出しなければならない。

一 裏書による譲渡の場合には、株券

二 譲渡証書による譲渡の場合には、株券及び譲渡証書

三 相続、遺贈、競売、会社の合併その他譲渡以外の事由による場合には、株券及び移転の原因を証する書面

(質権の登録、信託財産の表示)

第十一條 質権の登録、信託財産の表示、又はその抹消を請求する場合には、当会社所定の請求書に株券を添えて、当会社に提出しなければならない。

(株券の再発行)

第十二條 ①汚損、毀損、分割、併合等により株券の引換を請求する場合には、当会社所定の請求書に株券を添えて、当会社に提出しなければならない。

②株券の喪失により再発行を請求する場合には、当会社所定の請求書に除権判決の正本又は謄本を添えて、当会社に提出しなければならない。

③株券の汚損又は毀損の程度により真偽を判別することが困難な場合は、前項の規定を準用する。

(手数料)

第十三條 前三条の場合においては、当会社の定める手数料を納付しなければならない。

(株主名簿の閉鎖)

第十四條 ①当会社は、毎決算期の翌日からその期の定時株主総会の終結の日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。

②前項の外、必要ある場合には、予め公告して、臨時にこれを停止することがある。

第三章 株主總會

(総会招集の時期)

第十五條 当会社の定時株主総会は、毎年二月及び八月の兩度、決算期の翌日から六十日以内に、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

(総会の招集者)

第十六條 ①株主総会は、法令に別段の定めある場合を除く外、取締役会の決議に基づき、社長がこれを招集する。

②社長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順位により、他の取締役がこれに当る。

(総会の議長)

第十七條 ①株主総会の議長は、社長がこれに当る。

②社長に事故あるときは、予め取締役会において定められた順位により、他の取締役がこれに当る。

(議決権の代理行使)

第十八條 株主は、当会社の他の株主に委任してその議決権を行使することができる。但し、この場合においては、委任状を当会社に差出さなければならぬ。

(総会の決議方法)

第十九條 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めある場合を除く外、出席した株主の議決権の過半数をもつてこれをなす。

(総会の議事録)

第二十條 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する。

第四章 取締役、監査役及び取締役會

(取締役及び監査役の数)

第二十一條 当会社に取締役十二名以内、監査役三名以内を置く。

(取締役及び監査役の選任)

第二十二條 ①取締役及び監査役は、株主総会においてこれを選任する。

②取締役の選任については、発行済株式の総数の三分の一以上に当る株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもつてこれをなす。

③取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第二十三條 ①取締役の任期は、就任後第四回、監査役の任期は、就任後第二回の定時株主総会の終結に至るまでとする。

②増員又は欠員のため選任せられた取締役又は監査役の任期は、現任取締役又は監査役の残任期間と同様とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第二十四條 ①当会社は、取締役会の決議をもって社長、専務取締役各一名、常務取締役若干名を定めることができる。

②社長及び専務取締役は、代表取締役とし、各自会社を代表する。

(役付取締役の職務)

第二十五條 ①社長は、会社業務を総理する。

②専務取締役は、社長を補佐して、日常業務を掌理し、社長に事故あるときは、その職務を代行する。

③常務取締役は、社長及び専務取締役を補佐して、日常業務を掌理し、社長、専務取締役共に事故あるときはその職務を代行する。

(取締役及び監査役の報酬)

第二十六條 取締役及び監査役の報酬は、株主総会の決議をもってこれを定める。

(取締役会の招集通知)

第二十七條 取締役会の招集通知は、会日の三日前までに各取締役に対しこれを発する。但し、緊急の場合は、その期間を短縮することができる。

(取締役会の決議方法)

第二十八條 取締役会の決議は、取締役の過半数出席し、その取締役の過半数をもってこれをなす。

(取締役会の議事録)

第二十九條 取締役会の議事の経過の要領及び結果は、議事録に記載し、出席した取締役がこれに記名捺印する。

(顧問及び相談役)

第三十條 当会社は、取締役会の決議をもって顧問及び相談役若干名を置くことができる。但し、その任期は、二年以内とする。

第五章 計 算

(決 算 期)

第三十一條 当会社の決算期は、毎年六月三十日及び十二月三十一日の兩度とする。

(利益金の処分)

第三十二條 毎決算期の利益金は、左の通りこれを処分する。但し、別途積立金その他の処分をすることがある。

- 一 利益準備金
- 二 株主配当金

- 三 役員賞与金
- 四 後期繰越金

(株主配当金の支払)

第三十三條 ①株主配当金は、毎決算期現在の株主又は質権者にこれを支払う。

②株主配当金については、その支払開始の日から満三年を経過しても受領のないときは、当会社は、支払義務を免れる。

附 則

- 一 第三十一条の規定の効力発生は、昭和二十七年一月一日よりとし、その効力発生に至るまでは、決算期は、毎年三月三十一日及び九月三十日の兩度とする。従つて、昭和二十七年二月には、第十五条の規定にかかわらず、定時株主総会を招集しない。
- 二 第二十三条の規定にかかわらず、昭和二十五年七月二十四日選任せられた取締役の任期は、昭和二十八年八月、監査役の任期は、昭和二十七年八月の定時株主総会の終結に至るまでとする。
- 三 この附則は、その必要がなくなつたときは、削除せられるものとする。

具 甲 書

トヨタ自動車工業株式会社

右は貞明皇后記念救済基金委員会へ金拾五万円を寄附したので
 該章条列により該決議に該当するものと認めこれが榮に附せし
 められたる具申致します

昭和二十七年十二月三日

愛知県知事

藤原



厚任大臣 山縣 見 殿

愛 知 県 知 事

様式 一

寄附収調表

住所

氏名
姓
名

愛知県豊田市長官舎前分館

会

寄附年月日	寄附金額	寄附目的	寄附受領者
昭和二十八年八月十四日	一五〇〇〇	貞明皇后記念救護事業募金	貞明皇后記念救護事業募金委員会愛知県支部

愛知県

寄附甲込書

一金拾五萬円也

石貞明皇后記念救済事業募金の趣旨を賛し寄附を申込みます。

昭和二十七年八月十四日

住所
氏名

愛知県市...
石退三
取締役社長

貞明皇后記念救済事業募金委員会

愛知県支部 御中

右署名と相違なく認め可し

貞明皇后記念救済事業募金委員会

昭和二十七年十月三十一日

愛知県支部長 桑原新根



写

昭和廿七年八月廿五日

右贈本は原本と相違

点四角形に印を捺す

愛知県支店長

委原

振込金受取証

NO

金*	百	拾	万	千	百	拾	円	拾	銭
額	7		150	00	00	00	00	00	00
被振込	株式会社東海銀行本店営業部 貞明皇后記念募金委員会愛知県支部 救いの事業								
振込人	トヨタ自動車工業株式会社								
摘要	※								

昭和27年 8月 14日

振込銀行名

株式会社東海銀行本店営業部

印

紙

トヨタ自動車工業株式会社定款

(昭和二十六年五月印刷)

トヨタ自動車工業株式會社定款

第壹章 總 則

第壹條 當會社ハトヨタ自動車工業株式會社ト稱ス

英語ニテハ TOYOTA MOTOR CO., LTD. ト記ス

第貳條 當會社ハ左ノ事業ヲ營ムヲ以テ目的トス

一、自動車ノ製造販賣

二、一般機械ノ製造販賣

三、前各號ニ關スル發明研究並ニ其利用

四、前各號ニ附帶關聯スル一切ノ業務

第參條 當會社ハ本店ヲ愛知縣豊田市ニ置ク

第四條 當會社ノ公告ハ名古屋市ニ於テ發行スル新聞紙中部日本新聞ニ掲載シテ之ヲ爲ス

第貳章 資本及株式

第五條 當會社ノ資本總額ハ四億壹千八百萬圓トシ之ヲ八百參拾六萬株ニ分テ壹株ノ金額ヲ金五拾圓トス

第六條 當會社ノ株式ハ總テ記名式トシ株式ハ壹株券、五株券、拾株券、五拾株券、百株券ノ五種トス

第七條 當會社ノ株式ヲ取得シ名義書換ヲ請求スルモノハ當會社所定ノ方式ニ從ヒ讓渡人トノ連署ヲ以テ之ヲ爲スヘシ但シ裏書讓渡ノ場合ハ取得者ノミニテ請求スルコトヲ得質權ノ設定、移轉及抹消ノ場合亦前項ニ準ス

第八條 相續遺贈其他法令ニ因ル株式ノ移轉ノ場合ニ於テハ之ヲ證スル書類及ヒ當會社所定ノ請求書ニ株式ヲ添附シ之ヲ請求スヘシ

第九條 株式カ信託財産ナルコトノ表示又ハ其抹消ノ登録ヲ受ケントスル者ハ當會社所定ノ方式ニ從ヒ之ヲ請求スヘシ

第十條 株式ノ毀損又ハ分合等ノ事由ニ依リ新株式ノ交付ヲ受ケントスル者ハ當會社所定ノ方式ニ從ヒ事由ヲ記載シタル請求書ニ株式ヲ添附シ之ヲ請求スヘシ

前項ニ依リ不用ニ歸シタル株式ハ當會社ニ於テ之ヲ廢棄ス

第十壹條 株式ノ喪失ニ因リ新株式ノ交付ヲ受ケントスル者ハ除權判決ヲ得テ其正本又ハ謄本ヲ添附シ當會社所定ノ方式ニ從ヒ之ヲ請求スヘシ

株式ノ毀損ニ依リ其ノ眞否ヲ鑑別シ難キトキハ前項喪失ノ例ニ準スルモノトス

第十貳條 株式名義書換、質權ノ登録若クハ其ノ抹消、信託財産ノ表示若クハ其抹消及ヒ新株式ノ交付ノ場合ハ當會社所定ノ手数料ヲ徴收スルモノトス

第十參條 株主、質權者又ハ其等ノ法定代理人ハ其印鑑、住所又ハ通告ヲ受クヘキ場所及遠隔ノ地ニ住所ヲ有スル場合ニアリテハ郵便到達日數七日未滿ノ地域内ニ通告ヲ受クヘキ定メタル場所ヲ當會社ニ届出ツヘシ其變更アリタルトキモ亦同シ

前項ノ届出ヲ爲ササリシ爲メニ生シタル損害又ハ通告ニ関シテハ當會社其責ニ任セス

第十肆條 毎決算期末日ノ翌日ヨリ當該決算ニ関スル定時株主總會終了ノ日ニ至ル迄又臨時株主總會ノ場合ニ於テハ總會招集ノ公告ヲ掲載シタル新聞紙發行ノ日若ハ總會招集ノ通知ヲ發シタル日ヨリ總會終結ノ日迄孰レモ株式ノ名義書換ヲ停止ス

臨時必要アルトキハ豫メ公告ヲ爲シ一定ノ期間株式ノ名義書換ヲ停止スルコトヲ得
前貳項ノ規定ニヨリ名義書換ヲ停止シタルトキハ質權ノ設定移轉及抹消並ニ信託財産ナル
コトノ表示及其抹消ノ登録モ亦之ヲ停止スルコトヲ得

第參章 株主總會

第拾五條 定時株主總會ハ毎決算期終了ノ翌日ヨリ六拾日以内ニ臨時株主總會ハ必要ニ應シ
之ヲ招集スルモノトス

株主總會ハ本店所在地又ハ之ニ隣接スル地ノ外名古屋市ニ於テ之ヲ招集スルコトヲ得

第拾六條 商法第貳百參拾七條第壹項及第貳項ノ規定ニ依リテ招集シタル總會ニ於テハ招集
ノ費用ハ請求ヲ爲シタル株主ノ負擔トス

第拾七條 株主ハ當會社ノ株主ニ限リ代理ヲ委任シ議決權ヲ行使スルコトヲ得

第拾八條 株主總會ノ議長ハ社長又ハ取締役之ニ當ル議長ハ議事ヲ整理シ決議ニ付可否同數
ナルトキハ之ヲ裁決ス

第拾九條 株主總會ノ議事録ハ之ニ議事經過ノ要領及其結果ヲ記載シ議長並ニ出席シタル

取締役及監査役記名調印シテ之ヲ會社本店ニ保存ス

第四章 役員

第貳拾條 當會社ニ取締役拾五名以内監査役八名以内ヲ置ク

取締役及監査役ハ參百株以上ノ當會社株式ヲ所有スル株主中ヨリ株主總會ニ於テ之ヲ選任
ス但シ株主總會ノ承認ヲ得タル場合ニ限リ株式所有ノ制限ニ拘ラス他ヨリ之ヲ選任スルコ
トヲ得

第貳拾壹條 役員ノ任期ハ就任後取締役ハ第六回目、監査役ハ第四回目ノ定時株主總會ノ終
結迄トス

役員ハ重任ヲ妨ケス

第貳拾貳條 取締役及監査役中缺員アルモ法定ノ員數ヲ缺カサルトキハ必要ノ場合迄選任ヲ
ナササルコトヲ得

第貳拾參條 補缺又ハ増員ニ因リ取締役又ハ監査役トナリタルモノノ任期ハ他ノ現任者ノ任
期ト共ニ終了ス

第貳拾四條 當會社ハ取締役ノ互選ヲ以テ會長壹名、社長壹名、副社長壹名、專務取締役及
常務取締役若干名ヲ置クコトヲ得

會長、社長、副社長、專務取締役及常務取締役ハ各自會社ヲ代表ス

當會社ハ常任監査役貳名以内ヲ置クコトヲ得其ノ選任ハ監査役ノ互選ヲ以テス

第貳拾五條 取締役ハ就任後ニ遲滞ナク其所有ニ係ル當會社株式參百株ニ當ル株券ヲ監査役
ニ供託スルコトヲ要ス但シ第貳拾貳條第貳項但シ書ニ依リ選任サレタル取締役ハ此ノ限り
ニ非ス

前項ノ株券ハ取締役退任スルモ在任中ニ於ケル最終ノ決算期ニ關スル定時株主總會ニ於テ
營業報告書及計算書類ノ承認ヲ爲シタル後ニ非ラサレハ之ヲ還付セス

第貳拾六條 取締役及監査役ノ報酬ハ一期五百萬圓以内トシ取締役ノ決議ヲ以テ適宜之ヲ定

第貳拾七條 取締役ノ決議ニ依リ相談役ヲ推薦シ又ハ支配人ヲ任命スルコトヲ得
相談役ハ取締役會ニ出席シ意見ヲ陳フルコトヲ得

第五章 計 算

第貳拾八條 當會社ハ毎年四月壹日ヨリ九月參拾日迄及拾月壹日ヨリ翌年參月參拾壹日迄ヲ
營業年度トシ各決算ヲ行フ

第貳拾九條 當會社ハ每期ノ總益金ヨリ諸經費、損失金及固定資産償却金ヲ控除シタル差額
ヲ以テ損益額ヲ決定シ益金ハ株主總會ノ決議ヲ以テ左記ニヨリ之ヲ分配ス

第 壹	法定準備金	百分ノ五以上
第 貳	納税積立金	若干
第 參	役員賞與金	若干
第 四	株主配當金	若干
第 五	後期繰越金	前各號ヲ控除シテ殘額アリタル場合

但シ前各號ノ外必要ノ項目ヲ設クルコトヲ得

第參拾條 株主配當金ハ毎決算期末日現在ノ株主名簿ニ登録セラレタル株主又ハ質權者ニ對
シ之ヲ支拂フモノトス

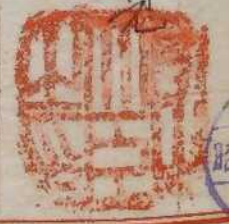
株主配當金ハ支拂開始ノ日ヨリ滿參ケ年請求セサルトキハ之ヲ會社ノ所得ト爲スコトヲ得
第參拾壹條 株主又ハ會社ノ債權者カ商法第貳百八拾貳條第貳項ニ依リ曆本又ハ抄本ノ交付
ヲ求ムルトキハ當會社所定ノ手数料ヲ支拂フモノトス

八

褒 第 四 〇 八 八 号

昭和三十年一月三十日

厚生大臣 小縣 勝 日



内閣総理大臣官房賞勳部長
賞勳局総裁 村田八千穂 殿

申 牒

山口 縣知事 より寄附者行賞の件について、

別紙のように上申があつたので相當行賞方の御詮議をお
願ひする

願ひする

取済のよりの上申はあつたのり財當行賞式の贈呈を

願ひする 願ひする 願ひする 願ひする 願ひする

申 謝

賞應員 林田八千麿

内閣総理大臣官邸賞應員

早主大臣 山縣 貞

昭和二十七年七月十七日

人第七二三号

昭和二十七年七月十七日

山口県知事 田中 龍夫



厚生大臣 吉武 惠一 殿

寄附者の行賞具申に

左記の者は公益のため私財を寄附したから相當
賞與されますよう必要書類を添えて進達します

株主配當金ハ支拂開始ノ日ヨリ満額ケ年額ヲセサルトキハ之ヲ會社ノ所得ト爲スコ
ヲ得
第拾壹條 株主又ハ會社ノ債權者カ商法第貳百八拾貳條第貳項ニ依リ贈本又ハ抄本
ヲ求ムルトキハ當會社所定ノ手数料ヲ支拂フモノトス

寄附取調表

備考	昭和二十六年十月二十八日		年 月 日
	山口県社会 事業共同 募金へ		寄 附 目 的
金員		110000.00	寄 附 金 員 又 は 物 件
			價 格
			單 數
無有の刑處		(一) なし	位 所 在 地 又 は 功 團 體 地 體
なし		(二) 宇部市 港町	
		宇部興産株式 会社	又 氏 は 團 體 名

Handwritten notes on a lined page, including a red seal at the bottom left.

寄附受領の件

一金拾貳萬円也

寄附者 宇部興産株式会社
社長 俵 田 明 殿

右は昭和二十六年度

共同募金として指定寄附

昭和二十六年 十月二十八日提出同日議決

共同募金宇部市委員会
委員長 藤江久人

宇部市長 西田文次

右原本と相違ないことを認證す

昭和廿七年七月九日

三 隅 順 輔

宇部市長 西田文次



昭和二十六年	共同募金	宇部興産株式会社	社長 俵田明	金額	拾貳萬円
昭和二十六年	共同募金	宇部興産株式会社	社長 俵田明	金額	拾貳萬円
昭和二十六年	共同募金	宇部興産株式会社	社長 俵田明	金額	拾貳萬円
昭和二十六年	共同募金	宇部興産株式会社	社長 俵田明	金額	拾貳萬円
昭和二十六年	共同募金	宇部興産株式会社	社長 俵田明	金額	拾貳萬円
昭和二十六年	共同募金	宇部興産株式会社	社長 俵田明	金額	拾貳萬円
昭和二十六年	共同募金	宇部興産株式会社	社長 俵田明	金額	拾貳萬円
昭和二十六年	共同募金	宇部興産株式会社	社長 俵田明	金額	拾貳萬円
昭和二十六年	共同募金	宇部興産株式会社	社長 俵田明	金額	拾貳萬円
昭和二十六年	共同募金	宇部興産株式会社	社長 俵田明	金額	拾貳萬円

昭和二十六年十月二十八日

宇部市長 西田文次

三 順

宇部興産株式会社

宇部市長 西田文次

昭和二十六年十月二十八日 日異出同日籍次

共同募金宇部市委員会

委員長 藤江久人

一金拾貳萬円也

領收書

是は昭和二十六年度共同募金として

右領收しました

昭和二十六年十月二十八日

共同募金宇部市委員会

委員長 藤江久人

宇部興産株式会社

宇部市収入役 藤本政人

社長 俵田明殿

右原本と相違ないことを認證します

昭和廿七年七月九日

宇部市長 西田文次

三 順



宇部市具
三
西
川
文
大

宇部市具
西川文大
三

宇部市具
西川文大
三

宇部市具
西川文大
三

宇部市具
西川文大
三

宇部市具
西川文大
三

宇部市具
西川文大
三

宇部興産株式會社定款

沿革

昭和十六年十一月二十四日作成
 昭和十七年六月十五日改正
 昭和十八年十二月十五日改正
 昭和十九年五月二十日改正
 昭和十九年六月十五日改正
 昭和二十年六月十五日改正
 昭和二十一年十一月十日改正
 昭和二十一年十二月二十日改正
 昭和二十四年二月二十日改正
 昭和二十六年二月二十六日改正
 昭和二十六年十二月十五日改正

宇部興産株式会社定款

第一章 總則

(商號)

第一條 當會社は宇部興産株式会社と稱し、英文では Ube Industries, Ltd. とする。

(目的)

第二條 當會社は左の事業を営むことを目的とする。

- 一 石炭、鑛石、石灰石、珪石、粘土の採掘加工及び賣買
- 二 化學肥料、タール製品、硫酸、硝酸、磷酸、修酸、硝安、アンモニア、醫藥品その他化學工業品並びに副産物の製造加工及び賣買
- 三 セメントの製造加工及び賣買
- 四 機械器具、鑄鋼品、鍛鋼品、鐵鋼材の製造加工及び賣買
- 五 製鐵製鋼業並びに造船業
- 六 運送業、港灣の修築、土地の埋立及びその經營
- 七 前各號に關連する事業の經營

(本店の所在地)

第三條 當會社は本店を宇部市に置く。

(公告の方法)

第四條 當會社の公告は東京都で發行する日本經濟新聞に掲載してこれを行う。

第二章 株式

(株式總數、一株の金額)

第五條 當會社の發行する株式の總數は四千八百萬株とする。
額面株式は一株の金額を五十圓とする。

(新株の引受權)

第六條 當會社の株主は前條の株式總數の中未發行株式について新株の引受權を有する。但し取締役會の決議により、新株の一部につき公募し又は役員、従業員、相談役、顧問、囑託、特約店にその引受權を與えることができる。

(株券の種類)

第七條 當會社の株式は記名式とし、株券は一株券、五株券、十株券、五十株券、百株券及び千株券の六種とする。

(株式の取扱)

第八條 當會社株式の名義書換その他株式に關する取扱は取締役會で定める株式取扱規則による。

(届出)

第九條 株主、登録権利者又はその法定代理人はその住所、氏名及び印鑑を當會社に届出なければならぬ。

外國に居住する株主、登録権利者又はその法定代理人は日本國內に通知を受ける場所又は代理人を定めてこれを當會社に届出なければならない。

前二項に變更を生じた場合も亦同様である。

(基準日、株主名簿の閉鎖)

第十條 當會社は毎決算期(毎年三月三十一日及び九月三十日)の株主名簿に記載ある最終株主を以てその期の定時株主總會に於て株主の權利を行使すべき株主と看做す。

前項のほか必要あるときは一定の日時に於て株主名簿に記載ある株主を以てその權利を行使すべき株主と看做す。

前各項の場合に於て必要あるときは予め公告して一定期間株主名簿の記載の變更を停止することができる。

第三章 株主總會

(株主總會開催の時期)

第十一條 當會社の定時株主總會は毎年五月及び十一月にこれを招集する。

前項の外必要あるときは臨時株主總會を招集する。

(株主總會の議長)

第十二條 株主總會の議長は取締役社長がこれに當る。社長に事故あるときは豫め取締役會の定めた順序に従い他の取締役がこれに代る。

(決議の方法)

第十三條 株主總會の決議は出席した株主の議決權の過半數を以てこれを行う。

(議決權の代理行使)

第十四條 株主は當會社の他の株主を代理人として議決權を行使することができる。但し代理人は委任狀を當會社に差出さなければならない。

第四章 取締役、取締役會及び監査役

(取締役、監査役の選任)

第十五條 當會社の取締役は二十名以内、監査役は五名以内とし、株主總會でこれを選任する。

取締役の選任については累積投票によらないものとし、その決議は發行済株式總數の三分の一以上に當る株式を有する株主が出席してその議決權の過半數を以てこれを行う。

(取締役、監査役の任期)

第十六條 取締役の任期は就任後第四回、監査役の任期は就任後第二回の定時株主總會終結のときまでとする。但し同役中後に就任したものゝ任期は先に就任したものゝ残任期間とする。

(代表取締役)

第十七條 當會社を代表する取締役は三名以内とし、取締役會の決議によりこれを定める。

代表取締役は各自會社を代表する。

(取締役の役名)

第十八條 取締役會の決議により取締役會長、社長及び副社長各一名、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。

(取締役會の招集通知)

第十九條 取締役會の招集通知は會日より三日前に各取締役に對してこれを發する。

(取締役、監査役の報酬)

第二十條 取締役、監査役の報酬は株主總會でこれを定める。

(相談役、顧問)

第二十一條 當會社は取締役會の決議により相談役又は顧問を置くことができる。

第五章 計 算

(營業年度)

第二十二條 當會社の營業年度は毎年四月一日より九月三十日まで及び十月一日より翌年三月三十一日までとする。

(利益金の處分)

第二十三條 當會社の利益金は毎期左の通り處分する。但し法令に別段の定のある場合はこの限りでない。

- 一 利益準備金
- 一 納税積立金
- 一 株主配當金
- 一 役員賞與金 純益金の百分の五以内
- 一 任意積立金
- 一 前各號の金額を控除した残額は後期繰越金に充當する

(配當金の支拂)

第二十四條 當會社の株主配當金は毎年三月三十一日及び九月三十日現在の株主名簿によりこれを支拂う。但し支拂確定の日より滿三年を經過してもその受領がないときは當會社は支拂の義務を免れるものとする。